

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

令和 8 年

決算特別委員会会議録
(総務費)

令和 8 年 1 0 月 7 日

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

決 算 特 別 委 員 会 会 議 録

- | | | |
|-----------------|---|---|
| 1 開会年月日 | 令和8年10月7日(水) | |
| 2 開会場所 | 第1会議室 | |
| 3 出席者
(16人) | 委員長 中村 謙治郎
委員 拝野 健
委員 高橋 えりか
委員 松村 智成
委員 望月 元美
委員 早川 太郎
委員 中嶋 恵
委員 高森 喜美子 | 副委員長 寺田 晃
委員 大貫 はなこ
委員 田中 宏篤
委員 村上 浩一郎
委員 松尾 伸子
委員 富永 龍司
委員 秋間 洋
委員 太田 雅久 |
| 4 欠席者
(0人) | | |
| 5 委員外議員
(0人) | | |
| 6 出席理事者 | 区 長
副区長
副区長
教育長
企画財政部長
企画財政部参事
企画課長
経営改革担当課長
臨時特別給付金担当課長
財政課長
情報政策課長
情報システム課長
用地・施設活用担当部長
用地・施設活用課長
清川二丁目プロジェクト推進課長
総務部長 | 服部 征夫
野村 武治
梶 靖彦
佐藤 徳久
関井 隆人
(都市づくり部長 兼務)
川田 崇彰
三谷 洋介
(経営改革担当課長 兼務)
高橋 由佳
久我 洋介
軍地 亮典
越智 浩史
反町 英典
伊藤 慶
小川 信彦 |

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

総務部参事	田 渕 俊 樹
区長室長	浦 里 健太郎
総務課長	福 田 健 一
人事課長	飯 田 辰 徳
人材育成担当課長	(人事課長 兼務)
広報課長	河 野 友 和
経理課長	(総務部参事 事務取扱)
施設課長	五 條 俊 明
人権・多様性推進課長	中 里 悠
総務部副参事	(選挙管理委員会事務局長 兼務)
総務部副参事	西 山 あゆみ
総務部副参事	
	(区民部副参事 (谷中防災コミュニティセンター長) 兼務)
危機管理室長	山 本 光 洋
危機・災害対策課長	小 池 雄 太
生活安全推進課長	國 寄 祐 子
国際・都市交流推進室長	(総務部長 兼務)
都市交流課長	木 村 裕
国際交流担当課長	金 田 春 江
世界遺産担当課長	(国際交流担当課長 兼務)
区民部長	内 田 円
区民課長	櫻 井 洋 二
くらしの相談課長	(区民部長 事務取扱)
税務課長	段 塚 克 志
収納課長	立 石 淑 子
戸籍住民サービス課長	小 林 元 子
区民部副参事 (谷中防災コミュニティセンター長)	
	(区民課長 兼務)
こども家庭部長	前 田 幹 生
こども家庭部参事	川 口 卓 志
(仮称)北上野二丁目福祉施設整備担当課長	海 野 和 也
子育て支援課長	別 府 芳 隆
子ども家庭支援センター長	小野田 登
保育課長	村 松 有 希
こども家庭部副参事 (児童相談所準備担当)	

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

(子ども家庭支援センター長 兼務)

こども家庭部副参事 (こども家庭センター)

(保健サービス課長 兼務)

産業振興課長	三 澤 一 樹
福祉課長	福 田 兼 一
障害福祉課長	江 口 尚 宏
松が谷福祉会館長	平 田 佳 緒
健康部長	水 田 涉 子
台東保健所長	(健康部長 兼務)
健康部参事	尾 本 由美子
健康課長	大 網 紀 恵
国民健康保険課長	松 上 研 治
生活衛生課長	田 畑 俊 典
保健予防課長	(健康部参事 事務取扱)
保健サービス課長	塚 田 正 和
都市づくり部長	寺 田 茂
都市づくり部参事	坂 本 秀 昭
都市計画課長	松 崎 晴 生
地域整備第二課長	門 倉 和 広
地域整備第三課長	渋谷 謙 三
建築課長	高 木 悦 範
住宅課長	浅 見 晃
都市づくり部副参事	小 河 真智子
拠点まちづくり担当部長	田 邊 守
地域整備第一課長	長 廣 成 彦
土木担当部長	原 島 悟
交通対策課長	清 水 良 登
道路管理課長	三 宅 哲 郎
会計管理室長	上 野 守 代
会計課長	落 合 亨
教育委員会事務局次長	佐々木 洋 人
教育委員会事務局学務課長	仲 田 賢太郎
教育委員会事務局指導課長	増 嶋 広 曜
教育委員会事務局教育改革担当課長	田 中 繁 広
教育委員会事務局生涯学習推進担当部長	

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

(教育委員会事務局次長 兼務)

教育委員会事務局生涯学習課長	吉 江 司
教育委員会事務局スポーツ振興課長	榎 本 賢
選挙管理委員会事務局長	大 野 紀 房
監査事務局長	吉 本 由 紀

7 議会事務局	事務局長	鈴 木 慎 也
	事務局次長	久木田 太 郎
	議事調査係長	吉 田 裕 麻
	書 記	関 口 弘 一
	書 記	岡 崎 一 生

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

午前 9時59分開会

○委員長（中村謙治郎） ただいまから、決算特別委員会を開会いたします。

○委員長 初めに、区長から挨拶があります。

◎服部征夫 区長 おはようございます。よろしくお願いします。

○委員長 次に、傍聴についておはかりいたします。

本日提出される傍聴願については、許可いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

それでは、審議に入らせていただきます。

○委員長 初めに、会計課長から発言を求められておりますので、ご聴取願います。

会計課長。

◎落合亨 会計課長 私どもから提出させていただきました資料要求の16番、コンサルタントへの業務委託一覧につきまして、訂正がございます。

訂正箇所は、令和4年度から令和7年度の各年度において、表の7行目の委託契約件名が、当初の資料では、全て上野駅周辺滞留者対策推進協議会及び帰宅困難者対応訓練業務委託となっておりました。正しくは、訂正後の資料記載のと通りの件名でございます。おわびして訂正させていただきます。

なお、昨日の審議の中で、各年度の委託件数及び決算額についてご議論いただいておりますが、当該部分については訂正による影響がございません。大変申し訳ございませんでした。

○委員長 ただいまの発言については、ご了承願います。

次に、財政課長から発言を求められておりますので、ご聴取願います。

財政課長。

◎高橋由佳 財政課長 昨日の秋間委員からの普通会計決算額に対する特別区交付金の充足率が下がった要因についてのご質問に対しまして、投資的経費が前年度比133億円の増と答弁いたしましたが、正しくは、決算額が133億円で、前年度比は30億円の増でございました。おわびして訂正いたします。申し訳ございませんでした。

○委員長 ただいまの発言については、ご了承願います。

○委員長 第2款総務費については、項ごとに審議いたします。

第1項総務管理費について、ご審議願います。

田中委員。

◆田中宏篤 委員 よろしく申し上げます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

まずは、私からは3つあるんですけども、まず、108ページ、国内都市交流推進について伺います。

国内の姉妹・友好都市交流事業経費として564万5,215円使用されていますが、ちょっと主な国内の姉妹・友好都市との交流事業の内容について、まずはお聞かせください。

○委員長 都市交流課長。

◎木村裕 都市交流課長 お答えいたします。令和7年度の実績ということで、交流事業お答えさせていただきます。

国内都市交流ですけれども、姉妹・友好都市8都市、それから連携都市が3都市ございますので、そちらとの交流イベントの実施ですとか学校での交流事業などを行っております。令和7年度の主な事業ですけれども、日光市と友好都市40周年というのがございましたので、記念事業を行いました。また、豊後大野市ですとか会津美里町、南会津町が、ちょうど先方の都市が誕生して20周年ということがございましたので、記念式典に幹部のほうがちょうと参加させていただいたりということで、お互いの都市の絆をさらに深めたということが成果かなと思っております。

○委員長 田中委員。

◆田中宏篤 委員 分かりました。本当にこれ、姉妹・友好都市との交流って非常に重要だと思っております、そういった周年等々を捉えて定期的につながりを持つこと、非常に大切だと思うので、ぜひ継続していただきたいというふうに思っております。

その上で、ちょっと次の質問なんですけれども、姉妹・友好都市あるいは連携都市になっていなくても、台東区とすごく地縁が深く、地域ごとにつながりを持っている都市というものもあると思っております、一例を挙げれば、秋田県湯沢市などは、亡くなられた石川前議長のご尽力もありまして、雷門盆踊りで絵灯籠を展示していただいたりというところが、そんなようなつながりがあります。また、私の地元の話でちょっと恐縮なんですけれども、秋田県にかほ市、市町村合併の前は象潟町なんですけれども、これは浅草の観音裏の旧住所、象潟一丁目から三丁目がありましたけれども、その地名の由来となったところで、今でも交流が続いている。こういった形で、台東区の一地域、一部と、その地域と深い地縁があって、交流が続いている、あるいは過去に交流があったなど、そういったところって結構あると思うんですけれども、ほかにちょっと、今、2都市事例を挙げましたけれども、こういったところがあるか、また、そういった部分、ご認識なされているかというところについてお伺いいたします。

○委員長 都市交流課長。

◎木村裕 都市交流課長 台東区は、歴史的な背景などから、恐らく地域同士の交流というのはかなりの数行われているのではないかなと、ちょっと推察をしているところでありまして、その重要性も認識はしているところでございます。

地域同士の町会さんとかの交流というところでは、なかなか委員のご発言いただいた以外では、区のほうで把握しているものはないんですが、ちょっと一部、福島県の会津若松市に東山

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

温泉というのがありまして、そちらに学童疎開を区内の小学校がしていたという関係で、令和6年に交流を行ったというのは報告が上がってきておりますので、そういった、地縁と言っていいのか分かりませんが、交流は行われているというのは認識してございます。

○委員長 田中委員。

◆田中宏篤 委員 分かりました。

なぜこの話をしたかという、この令和7年度の決算期なんですけれども、米不足が深刻になった際に、お米の供給確保のために石川前議長と湯沢市とにかほ市に両市に伺って、米卸の事業者とつないで、米を供給することができたということがありました。その辺のことがあって、私自身、都市交流の重要性というのをすごく実感したという部分がありまして、ここについて、ちょっともう少し深掘りしてお伺いしたいこともありますので、ここについてはちょっと総括をさせていただきたいと思っております。

都市交流については以上です。

○委員長 太田委員。

◆太田雅久 委員 その交流の中でも一番古い墨田区と、来年は50周年という半世紀の節目を迎えるということでもありますけれども、現時点で50周年に向けて、何か検討していることがあるかどうか、その辺をちょっと教えていただけますか。

○委員長 都市交流課長。

◎木村裕 都市交流課長 委員ご指摘の墨田区ですけれども、来年の4月10日でちょうど50周年という節目を迎えるところでございます。50周年の認識と考え方については、第2回定例会で拝野議員からの一般質問で区長がお答えさせていただいておりますけれども、内容については、今、具体的には墨田区と詳細を詰めているところでございますけれども、両区民がお互いの区にとって愛着を持てるように、複数の分野で区民同士の交流が深まるような事業を展開していきたいと考えております。

○委員長 太田委員。

◆太田雅久 委員 10年前はちょうど40周年というのがありまして、私はたまたま議長で、区長と一緒に桜橋のちょうど区界のところでディスカッションをしたというのを覚えてまして、非常に印象深かったんですが、来年はもうそれはいいかなと思うんですけれど、何かいろいろ両区にとって実のあるような企画を立てていただきたいというふうに思っています。

また、これに絡めて、いろんなスポーツ交流などは既にもう幾つも何かやっていることがあるので、これはまた社会体育のところで質問させていただきますが、よろしくお願いいたします。以上です。

○委員長 田中委員。

◆田中宏篤 委員 じゃあ、続きまして、111ページの契約事務についてお伺いいたします。

近年、工事案件を中心に入札不調が増えていることについて、区としても課題と認識しているものと思いますけれども、まず、令和7年度における工事契約について、入札不調となった

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

件数など、ちょっと前年比との比較も含めて、どのような状況だったか教えてください。

○委員長 経理課長。

◎田渕俊樹 経理課長 お答えいたします。工事の不調件数につきましては、令和4年度が22件だったことに比べまして、令和5年度は34件、令和6年度は37件、令和7年度は34件ということで、近年高止まり傾向にございます。

○委員長 田中委員。

◆田中宏篤 委員 ちょっと近年高止まっているというところで、入札不調については、予定価格、資材価格、人件費、工期、技術者の確保、工事の規模や時間など、ちょっと様々な要因があるのかなと考えておりまして、また、入札参加事業者自体も減少しているのかなというふうに感じているんですけれども、区では、令和7年度の入札不調について、その原因等々をちょっとどのように分析しているかという部分についてお聞かせいただければと思います。

○委員長 経理課長。

◎田渕俊樹 経理課長 資材価格の高騰であるとか、近年課題となっている技術者不足、また、それに伴う人件費の上昇、そのほか豊富な民間発注などが主な要因と考えておりまして、これらの要因が複合的に重なって入札の不調につながっているものと捉えております。

また、とりわけ、やはり業界全体として慢性的な人材不足に陥っており、限られた人材をどの工事に当てていくかという選択の中において、公共工事ではなく豊富な民間発注工事のほうに流れているというようなことも耳にしているところでございます。

○委員長 田中委員。

◆田中宏篤 委員 分かりました。

入札参加事業者が減少している中で、これはあくまで一例なんですけれども、任意指名制度における指名上限数の見直しであったりとか、あと技術者の確保がやはり厳しいというところで、重複申込みを条件付で許容している自治体もあたりですとか、他区の事例も参考にしつつ、改善する余地っていっぱいあるのかなというふうに思っております。

また、事業者側の状況についても、必要に応じてヒアリングするなどとして、実態を、実情を把握した上で、制度の見直しというところを行っていくことというのは非常に重要だというふうに考えておりますが、その点についてはいかがでしょうか。

○委員長 経理課長。

◎田渕俊樹 経理課長 これまでも大規模工事における共同企業体の結成要件の緩和であるとか前払い金の支払い限度額の拡大など、不調対策に取り組んできたところではございますが、改めて、公共工事に参加するに当たり、ハードルとなっている点は一体どこにあるのか。委員おっしゃったように、価格設定や工期、発注時期、積算期間、契約決定までの期間など、様々な要素について協会の声を把握し、さらなる対応を図っていくことは必要であると考えております。工事主管課とも協議いたしまして、ヒアリングなど調査を実施した上で、市場との乖離を是正いたしまして、より多くの企業が参加しやすい入札条件や入札方法について対応を検討

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

してまいりたいと考えております。

○委員長 田中委員。

◆田中宏篤 委員 分かりました。契約不調は、やはり必要な工事が予定どおり進まなくなったりですとか、区民にとっても不利益につながります。入札不調を単に個々の個別の案件の問題として捉えるのではなくて、やはり発注条件や入札制度、事業者側の状況など、総合的に分析して、必要な改善につなげていただきますようお願いいたします。

あと、最後にちょっと1点、これ要望なんですけれども、入札手続については電子化がなされているんですけれども、契約段階において、電子契約というところがちょっとまだ未導入というところで、民間同士の契約においては電子契約が非常に多くなっている中で、区においても電子契約の導入を進める必要があるというふうに思っておりますが、そこについてはいかがでしょうか。

○委員長 経理課長。

◎田渕俊樹 経理課長 契約締結手続の電子化につきましては、鋭意検討を進めているところでございます。本年中を目途に、まずは一般競争入札案件を対象に、試行的な導入を予定しております。効果を検証しながら、対象は拡大してまいりたいと考えております。

○委員長 田中委員。

◆田中宏篤 委員 分かりました。ありがとうございます。引き続きしっかり取り組んでいただければということだけ申し上げて、契約事務については以上になります。

○委員長 田中委員。

◆田中宏篤 委員 じゃあ、続きまして、118ページの町会活性化支援についてお伺いします。

この年度に行われたアドバイザー派遣について、まずちょっとお伺いしたいんですけれども、その内容の詳細を教えてください。

○委員長 区民課長。

◎櫻井洋二 区民課長 まず、町会への派遣でございますが、これは1町会派遣しました。内容としましては、地域のお店であったり、若者となつながつて、新たな町会加入、そういうのを促したりとか、あとは、サポーターを増やすためのということで支援を行いました。ほかにもSNSを活用した実践講座だったりとか情報交換会、これなども新たに実施したところでございます。

○委員長 田中委員。

◆田中宏篤 委員 分かりました。

SNSを活用したところというのは、やはりその町会の広報活動に対するような内容ということよろしいですか。

○委員長 区民課長。

◎櫻井洋二 区民課長 はい、おっしゃるとおりでございます。

○委員長 田中委員。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◆田中宏篤 委員 やはり、非常に町会の広報活動への支援というところをここ数年ずっと重要視して、捉えられて行っているというふうに認識しておりまして、ここってやはり非常に重要な部分だと思っております。

ただ、やはり私の周りの町会でもLINEの活用等々を行っている町会がある中で、そういった部分に関しては、様々な行事への人の集まり方が相当違うというところで、やはりそれがきっかけで町会を知っていただいて、まちの活性化につながっていくというふうに思っておりますが、なかなかやはりできる町会とできない町会ってすごくあると思っております。そういった広報活動に対する支援というのは引き続き行っていただきたいんですけども、ちょっとこれまで様々な質問の中で私から申し上げている部分として、やはり町会の紹介誌というところは非常に有効なのかなと思っております。これに関しては私も引き続き、ちょっと主張し取り組んでいきたいと思っておりますので、一応それだけお願いだけして、町会活性化支援、やはり重要なパートナーですので、さらに続けていただきたいということだけ要望して、私からは以上で終わります。

○委員長 大貫委員。

◆大貫はなこ 委員 4問お伺いいたします。まず、101ページの職員資格取得等支援についてお伺いいたします。

資格取得を具体的な支援につなげるためには、社会の変化に応じて区が必要とする専門性と職員自身が学びたいと考えている分野の双方を把握して、支援の内容を見直していくことが必要だと考えます。今回の助成25件では、どのような資格や講座の利用が多かったのでしょうか。

また、申請に至らなかった相談や職員の意向も含め、現在どのような学びに需要があると把握されていますか。

○委員長 人事課長。

◎飯田辰徳 人事課長 お答えいたします。まず、25件の内容でございます。この中で資格取得支援助成が11件、通信・通所の費用助成が14件になりまして、資格取得については、建築基準適合判定資格者及び一級建築士が7件、ITパスポート試験や宅建といった、その他の資格試験が4件。通信・通所に関しましては、英語や中国語といった語学関係、保育関係の講座や気象防災アドバイザーといったものがございます。

続きまして、職員の意向や需要についてでございます。昨年度までは、この検定試験については対象としていなかったところでございますけれども、今年度から職員の意見を踏まえて対象としております。そのため、現在は多くの方々の学びの需要に応えることができているというふうに考えているところでございます。

○委員長 大貫委員。

◆大貫はなこ 委員 現状につきまして、承知いたしました。

その中でも大学院で学ぶことについて伺います。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

自ら問いを立てて資料や先行研究を読み込み、学術的な根拠を基に論文を書く訓練は、行政が課題を捉えて、判断して、区民に説明をするという力にもつながると考えています。とりわけ人文系の研究には短期間での数値的な効果を示しにくいものもありますが、そうした学びも含めて、論文の執筆を通じて培われる力を職員的能力開発として評価していただきたいと考えています。

墨田区や大阪府には職員の大学院での学びを支援する制度がありますが、本区では、以前、公共政策大学院に通学させる職員を研修していたことがあると伺っています。現在は募集を行っていないとのことですが、修士や博士課程で学ぶことは、長い目で見れば区政に還元されると思いますので、募集を再開するお考えはありますか。

○委員長 人材育成担当課長。

◎飯田辰徳 人材育成担当課長 お答えいたします。委員ご指摘のとおり、大学院で学ぶことについては、行政が課題を捉えて判断し、区民に説明する力にもつながるかなと思っております。また、論文を執筆することは、職員としての能力開発にも資することと考えております。

しかしながら、研修として大学院に通ってもらうためということは、その期間、1年ないし2年間ですけれども、職務に従事することができなくなってしまうというデメリットもございます。加えて、かつて本区で行っていたものは、委員がおっしゃった墨田区の例とは異なり、全額区で費用を負担するものでございます。また、大学院を修了した後にどのような業務に従事していただくかという課題もございます。

以上の観点から、現在のところ、募集を再開する予定はございません。

○委員長 大貫委員。

◆大貫はなこ 委員 承知いたしました。実際的な課題でいろいろと難しいところはあると思いますが、大学院での研究や論文執筆の意義はあると思いますので、人材育成の中にうまく位置づけていただけることを要望して、質問を終わります。

○委員長 大貫委員。

◆大貫はなこ 委員 続きまして、103ページの人事事務に関しまして、日本版DBSへの対応について伺います。

今年12月25日に子ども性暴力防止法が施行されます。子供を性暴力から守るため、制度を確実に運用できるように、職員への周知や実務面への準備が必要だと考えます。区の保育士など制度の対象となる職員について、人事課として関係部署とどのように連携し、施行に向けた周知や研修、手続の準備を進めていくお考えですか。

○委員長 人事課長。

◎飯田辰徳 人事課長 お答えいたします。日本版DBSの運用に当たりましては、制度の対象となる施設や事業の所管課と人事課で連携して対応していく必要があると認識しております。

子ども性暴力防止法では、事業者が行う各事業・業務が児童との関係で支配性、継続性、閉鎖性を有するか否かの3つの観点から制度対象を規定しており、各施設や事業の所管課におい

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

て、制度の対象になるかという判断が求められるところでございます。そのため、制度内容の職員への周知や研修、手続については、所管課において、制度対象か否かの判断の下、適切に実施していく必要がございます。

研修におきましては、こども家庭庁が動画教材を用意しております。人事課では、当該動画をeラーニングシステムに登載し、所管課の研修に活用していただくことを予定しているところでございます。

○委員長 大貫委員。

◆大貫はなこ 委員 承知いたしました。

犯罪事実確認の手続では、日本国籍の対象者について、出生から現在までの戸籍情報が必要になります。過去の戸籍など、オンラインでは取得できず、窓口や郵送での手続が必要になる場合もあります。現職は3年の猶予があるにせよ、保育などの仕事をしながら必要な書類を確認して集めて登録まで行うことには、時間的にも実務的にも負担があると考えます。対象となる会計年度任用職員も含めて、職員や採用予定者が手続に困ったときに相談できる体制や分かりやすい案内を用意する必要があると考えますが、人事課としてどのような支援を考えていますでしょうか。

○委員長 人事課長。

◎飯田辰徳 人事課長 お答えいたします。犯罪事実確認の手続においては、従事者本人から直接こども家庭庁に対して戸籍情報を提出することが法律上定められております。具体的には、誤り防止や従事者の負担軽減のため、スマートフォンのアプリを利用してマイナンバーカードで認証することで戸籍情報を取得して、提出することが原則となっております。

一方、議員おっしゃるとおり、地方公共団体の戸籍の電子化対応状況等により、紙で管理されている戸籍が一部存在するため、電子情報を入手できない場合やマイナンバーカードを保有していない方については、地方公共団体の窓口で戸籍を入手し、こども家庭庁に提出する必要があります。

制度が複雑でございますので、人事課において正規職員に対して犯罪事実確認の手続方法について、こども家庭庁の資料を基に周知するとともに、会計年度任用職員を所管する各課に対しても情報提供を進めてまいります。

○委員長 大貫委員。

◆大貫はなこ 委員 承知いたしました。子供の安全を守る制度を着実に進めるためにも、手続の難しさが現場で働く方の負担にならないようにしていただきたいと思います。プライバシーに配慮しながら、安心して相談できる体制を関係課と連携して整えていただけるよう要望いたします。

続きまして……

○委員長 高森委員、関連で。

高森委員。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◆高森喜美子 委員 ついでに聞いちゃいます。

カスタマーハラスメントが今回10月1日から、区でもちゃんと要綱をつくりました。7年度に関してはどのような具体的取組があったのか、その点を教えてください。

○委員長 人事課長。

◎飯田辰徳 人事課長 7年度の取組についてお答えいたします。

まず、区では、国に先立ちまして、7年4月に基本方針を策定し、それに基づき5月には対応マニュアルを整備し、庁内説明会を開催して、区民周知としましては、広報たいとう5月20日号で行ったところでございます。その後、6月から8月にかけて、各所管の接遇責任者と希望者に対してeラーニングを実施しまして、11月には一部職場に録音告知機能付通話録音装置を設置したところでございます。以上でございます。

○委員長 高森委員。

◆高森喜美子 委員 しっかりとカスタマーハラスメントに対するきちんとした決意も踏んでやっていただいているなというふうに思っております。

なかなか現実的には社会全体で、人権問題にも関わるところなので、取組を進めていくということは、一朝一夕にはなかなかできないだろうというふうには思っておりますが、区の体制としては、ここでしっかりとできて、職員の皆様も認識ができているというふうに思っております。

○委員長 人事課長。

◎飯田辰徳 人事課長 お答えいたします。先ほど区の職員に対しての研修をやっているところの話もしましたが、またあわせて、今年度につきましては、11月に管理職向けのマネジメントセミナーにおいてカスハラ対応研修を行う予定でございますので、そういった取組も含めまして、区職員については周知をしていきたいというふうに考えております。

○委員長 高森委員。

◆高森喜美子 委員 分かりました。以上です。

○委員長 大貫委員。

◆大貫はなこ 委員 続きまして、111ページの広報アドバイザーの活用について伺います。

広報アドバイザーを導入して3年がたちますが、各課の情報発信について専門的な立場から助言をいただくことは、区の広報力を高める上で重要だと考えています。一方で、区としてアドバイザーの専門性をどのように生かしているかが気になっています。この3年間でアドバイザーの助言によって、区の情報発信がどのように改善されたのかお伺いできますか。

○委員長 広報課長。

◎河野友和 広報課長 広報アドバイザーについては、各課との対面ミーティングを通じて広報媒体ごとの目的や対象者を踏まえた専門的な助言をいただき、広報媒体の改善に取り組んでまいりました。例えば、助成金事業のチラシについては、助成額を目立たせるレイアウトへの変更や人の視線の流れを意識したイラストの配置などの改善を行っています。その結果、改善

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

後のチラシを配布したところ、これまでより事業のお申込件数が増加したといった声も寄せられています。また、広報アドバイザーによる職員向け研修を実施しており、チラシ等の改善に加えて、職員一人一人の情報発信に対する意識やスキルの向上にもつながっています。

このように、区民の視点をより意識した、伝わる広報への改善が着実に進んでいるものと認識しています。

○委員長 大貫委員。

◆大貫はなこ 委員 現状につきまして、承知いたしました。

今後の活用につきましては、事務事業評価を踏まえて、区が提供する冊子もネット版に移行していくのであれば、紙の冊子をそのままPDFにして掲載するだけではなくて、資料の作り方そのものも変えていく必要があると思います。スマートフォンでも読みやすいかとか、必要な情報にたどり着けるかなど、インターネットで読まれることを前提に情報の構成や見せ方を変える必要、考えていく必要があると思います。そういったところにこそ広報アドバイザーの専門性を生かして、内容や届け方まで改善していくべきと考えますが、今後どのように取り組んでいくお考えでしょうか。

○委員長 広報課長。

◎河野友和 広報課長 委員ご指摘のとおり、広報媒体のデジタル化が進む中では、利用者のニーズに応じた情報提供が必要であり、紙媒体とは異なる伝え方も求められているものと認識しています。現在、広報アドバイザーには文書やデザインに関する助言に加えて、SNS配信での伝え方やスマートフォンでの見やすさなど、デジタル媒体の特性を踏まえた助言をいただいています。また、デジタル媒体では利用者が短時間で情報を取得する傾向があることから、情報を整理して伝える工夫のほか、配信後も閲覧状況や利用者の反応を踏まえて、継続的に改善していくことが必要であり、既に閲覧状況の分析なども始めています。

広報アドバイザーの専門的知見も活用しながら、デジタル媒体の特性ですとか情報の性質を踏まえた見せ方、届け方、反応の捉え方について、個別に助言を受ける機会を引き続き設けるとともに、その知見を研修等で共有し、全庁的な広報力の底上げを図り、伝わる広報に取り組んでまいります。

○委員長 大貫委員。

◆大貫はなこ 委員 承知いたしました。利用者のニーズや媒体に即して伝わる広報を進めていっていただけるように要望いたします。

○委員長 大貫委員。

◆大貫はなこ 委員 では、続きまして、118ページの掲示板の維持管理について伺います。

アクリル保護板付掲示板への更新は、掲示物を風雨から守り、地域の情報を見やすく保つ組織として評価しています。めぐりんの停留所では、紙を貼り替えずに表示内容をデータで更新できる電子掲示板の試験導入が計画されています。町会の情報発信に使われている掲示板につきましても、電子化することで貼り替え作業などの負担軽減に加えて、区民生活に役立つ区の

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

情報を発信できると考えています。また、災害時には避難情報などへ速やかに表示を切り替えられる仕組みを整えることも有効だと思います。

町会の意向を伺いながら、一部の掲示板への電子掲示板の導入を検討してはと思いますが、お考えをお聞かせください。

○委員長 区民課長。

◎櫻井洋二 区民課長 町会掲示板の一部電子化でございますが、委員おっしゃるとおり、導入することで町会の負担軽減、また災害時の情報発信など、有効だなというのは私どもも思っております。ただ、一方で、設置に伴う財源だったりとか、または運用体制、ハードルも幾つかございますので、ほかに、実はまだ新しい掲示板への建て替え、6年計画のうち2年目で、あと4年残ってございますので、まずはめぐりんのモデル事業の効果であったり町会連合会の皆様のご意見、これを広く伺いながら、どのような手法が最適なのか、総合的に研究してまいります。

○委員長 大貫委員。

◆大貫はなこ 委員 承知いたしました。モデル事業の検討なども含めまして、いろいろ課題はあると思いますが、町会のご意向なども踏まえながら電子板の活用を検討いただけることを要望して、質問を終わります。

○委員長 望月委員。

◆望月元美 委員 同じく掲示板維持管理のところで、今お話が出ましたけれども、昨年度は120基の建て替えが終了していると思います。中には移設した掲示板もあったと思いますけれども、実際に120基無事に建て替えが終わったのか、町会の反応はどうだったのか教えてください。

○委員長 区民課長。

◎櫻井洋二 区民課長 扉付きの新しい掲示板の建て替えでございますが、予定どおり120基完了してございます。中には、例えば木の根っこが成長して、ちょっと邪魔しちゃったりとか、そういったケースもございますが、町会と調整の上、ちゃんと対応した上で、移設のほうも終わっております。

また、町会の評判でございますが、非常に喜んで、皆さん喜ばれております。

○委員長 区民課長。

◎櫻井洋二 区民課長 一番は、やはり画びょうが、今までは硬い板に画びょうを抜き差しするのが大変だったというご意見がありまして、それがなくなった、それがいいねということで伺っております。ほかに扉がついたので、ポスターが風とか雨とかで飛ばされなくなったというようなご意見もございました。以上です。

委員長 望月委員。

◆望月元美 委員 私も町会の方からちょっとご意見聞くと、確かに今までよりもきれいで見やすいとお聞きをしておりますので、よかったのかなと思っております。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

この令和8年度に関しては、3地区と、今度広告付掲示板50基の建て替えを予定していると思うんですけれども、例えば、1町会に広告付掲示板があった場合には、町会用1基と広告つき1基の合わせて2基、同じ年に建て替えということではよろしいのでしょうか。

○委員長 区民課長。

◎櫻井洋二 区民課長 まず、広告なしの掲示板につきましては、どの掲示板を建て替えるかは町会と調整の上、優先順位の高い順番から1基ずつ建て替えてまいります。一方で、広告がある掲示板につきましては、区が主導で建て替えを進めていきます。よって、それぞれの周期がたまたま一致しました場合には、同一町会で同じ年度に2基建て替えることもございます。

委員長 望月委員。

◆望月元美 委員 分かりました。

先ほどその建て替えが令和12年度まで6年続くということですので、今後、そのアクリル板の劣化や変色が起こった場合のメンテナンスはしっかりやっていただきたいと思います。以上です。

○委員長 高橋委員。

◆高橋えりか 委員 107ページの客引き行為等の防止について伺います。

これ以前、浅草橋でも客引きが増えているという相談を受けて、対策の対象地域を広げていただきたいと要望しているんですが、その後、対象地域の拡大など、対応に変更があれば教えてください。

○委員長 生活安全推進課長。

◎國寄祐子 生活安全推進課長 答えいたします。現在の客引きの特定地域は、上野二丁目、四丁目、六丁目の上野地域となっております。条例に基づきまして、この地域を規制の必要性が高く、特に重点的な対策が必要と認めて、特定地域に指定しております。そして、客引き防止指導員が巡回指導を行っております。

指定基準といたしましては、客引き行為の実態、犯罪の発生状況などの地域の現状、また、地域におけるパトロール等の自主的な取組、また地域からの要望、警察の支援などを基準としております。他の地域におきましては、その地域の情勢を注視し、基準に照らして特定地域に指定するか、総合的に見定める必要があると考えております。

○委員長 高橋委員。

◆高橋えりか 委員 承知しました。

対象地区の拡大には制度上の整理や関係者との調整が必要になるということも理解はしています。でも、一方で、浅草や浅草橋などの一部地域でも客引きに関する相談は寄せられています。こうした地域の実態も把握していただき、皆様が安心して通行できる環境を守るため、今後も拡大をご検討いただくように、改めて要望いたします。以上です。

続いていいですか。

○委員長 高橋委員。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◆高橋えりか 委員 次が、109ページの外国人相談について伺います。

成果説明書には言語ごとの相談件数が掲載されていますが、相談内容としてはどのようなものが多いのでしょうか。通訳者による相談とクラウド型ビデオ通話による相談について、それぞれ教えてください。

○委員長 くらしの相談課長。

◎内田円 くらしの相談課長 お答えいたします。通訳者による相談では、生活・行政サービス等全般の相談をお受けしております。詳細な相談内容は把握してございませんが、集計上の分類で申し上げますと、子供、学校など、税金、国保、年金、医療、マイナンバー、在留資格、住宅、生活情報など多岐にわたっているところでございます。

また、クラウド型ビデオ通話による相談は、タブレット端末を庁内に配置いたしまして、各窓口に来訪する外国人の相談に活用するもので、国民健康保険や年金、税、また住民登録に関わる戸籍住民サービス課など、生活に密接に関係した窓口において、よく使用されている状況でございます。

○委員長 高橋委員。

◆高橋えりか 委員 税や役所での手続など、生活していく上での切実な相談が多く寄せられているということが分かりました。

一方で、私が地域の方々から伺うのは、騒音やごみ出しなど生活ルールが守られていないということへの困り事です。双方が暮らしの中で困っている状況を知り、その事情がお互い十分に伝わっていないのではないかと複雑な思いもします。だからこそ、相談への支援と併せて制度や地域のルールを分かりやすく伝え、理解して守っていただくことが大切だと考えています。

今後、外国人相談が人権・多様性推進課に移管されるということですので、関係課との連携を図りながら、双方が安心して暮らせるよう、相談支援のさらなる充実に取り組んでいただくことをお願いいたします。

続いて……

○委員長 もう一つありますね。

高橋委員。

◆高橋えりか 委員 はい。同じページ、109ページの多文化共生推進プラン改定について伺います。

こちらの生活ルールの周知について伺います。私以外にも議員の元には外国人住民や観光客に関わるごみ出しや騒音などの相談が数多く寄せられています。人権・多様性推進課として、外国人住民に対し、地域で暮らす上でのルールをどのように周知しているのか伺います。

○委員長 人権・多様性推進課長。

◎中里悠 人権・多様性推進課長 区では、多文化共生推進プランの中で、日常生活のルールやマナーに関する意識啓発について、計画事業として位置づけています。各課にて多言語で作成している各種パンフレットのほかに、外国人のための多言語情報誌において、ごみの出し方、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

自転車の乗り方など、基本的な生活マナー、またタイムリーな情報について掲載しております。また、外国人とのコミュニケーションブックを作成し、外国人にルールやマナーを伝えるときに必要な、やさしい日本語のコツを掲載したものを、各種講座に参加した日本人に配布をしています。

さらに、外国人のための日本語教室でも担当課と連携しながら、ごみの出し方、日本の交通ルールなどの授業を実施しております。

○委員長 高橋委員。

◆高橋えりか 委員 承知しました。生活便利帳やコミュニケーションブックなどを通じ、ルールの周知に取り組んでいただいていることは理解いたしました。

しかしながら、地域の方からは引き続き相談が寄せられており、必要な方に十分に伝わっているのかという点では課題があると感じています。実際にルールが理解され、守れることにつながるよう、引き続き周知の工夫をお願いいたします。

この件については、総括質問でも取り上げる予定です。以上です。

（「関連」と呼ぶ者あり）

○委員長 関連。

松村委員。

◆松村智成 委員 すみません、多文化共生推進について、そのまま聞いちゃいますね。

ちょっとほかでいっぱい発言通告出したんですけれど、ここだけちょっと单独でお聞きしますが、今報告というか、ごめんなさい、まず、企画総務で多文化推進プランの報告があって、今、高橋委員からの質問に対してお答えがあったんですが、そこで、ちょっと意見だけ言わせていただければと思うんですが。

今、スマートフォンとかタブレットの翻訳機能が飛躍的に向上している中で、こういったものを、もちろん外国人住民の方も当然それを活用していますので、今後の新たな多文化共生推進プランの展開において、紙媒体で対応するだけじゃなくて、そういったものを活用していく方針はあるのかどうかをお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

○委員長 人権・多様性推進課長。

◎中里悠 人権・多様性推進課長 今現在、次期プランの計画をしているところなんですけれども、昨年度実施した多文化共生に関する意識調査でも、外国人の方が主にインターネットから情報を入手しているという結果が出ていますので、今ちょっと話に出た多言語情報誌についても、既に発行部数の見直し等を行っているところなんですけど、来年以降は新たなプランの下で情報発信の方法の見直しも考えていきたいと思っています。

○委員長 松村委員。

◆松村智成 委員 紙媒体等で対応しようとすれば、コストが限りなく膨らむのは明らかなので、多文化共生の名の下に安易に事業を拡大するとか継続じゃなくて、デジタル機器の活用を大前提として、費用対効果を厳格に見極めた効率的な情報発信や施策をしていただけるように

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

要望して、私は終わります。

○委員長 早川委員。

◆早川太郎 委員 私、総務管理費、5つあります。まず1つは、103ページ、人事事務のところでやらせていただきます。

当初予算書とかにも出ていたんですけど、各款項ごとに職員数が記載されていまして、決算書でも同様に職員数が記載されているんですけど、これ、ばーっと見ていった中で、予算よりやはり少ない部署が多いような気がするんですね。その辺、実態はどうなのかというのと、あわせて、予算とずれてしまっている理由も教えてください。

○委員長 人事課長。

◎飯田辰徳 人事課長 お答えいたします。予算人員につきましては、前年度の10月時点の現員数をベースに、採用や退職による上限を見込んで算出したものでございます。決算人数につきましては、決算年度の3月給料を支出した人数を計上しています。

予算と決算の差異についてでございますが、予算積算時には翌年の配置がまだ固まっていないことから、実際とは款、項の間で差が生じること、また、決算人員につきましては、実際に給料を支出した人数となっておりますので、育児休業や病気休職中で給料が支給されていない方や派遣者で派遣元団体が給与を支出している方がいます。そういった方の部分が大きいかと思いますが、特に育児休業の数が大きな要因として認識しております。

○委員長 早川委員。

◆早川太郎 委員 その数が少ないからどうこう言うつもりもないんですけど、やはりちょっとその辺、その職員しっかり配置ができているのかなというところはちょっと気になったので聞いたんですけど。

その業務量も増えているので、職員数が増えて当たり前だとは思っているんですけど、昨年度と比べて職員数と職員費、どのぐらい増えているのか教えてください。

○委員長 人事課長。

◎飯田辰徳 人事課長 お答えいたします。まず、職員数についてですが、決算人員で比較しますと、令和6年度1,921人に対しまして、令和7年度が1,948人ということで、27人増となっております。職員費の合計につきましては、令和6年度174億円に対しまして、令和7年度179億円であり、5億円の増となっております。

○委員長 早川委員。

◆早川太郎 委員 5億円ですね、はい。

昨今、人材派遣の利用も増えているんだと思っていて、今後も増えていくんではないかと思っているので確認したいんですけど、区が事業を行っていく上で、必要な人に対する経費がどのぐらいかかっているのか。どこまでをその中にカウントするのもなかなか線引きが難しいなとは思っているんですけど、ざくっと理解したいので、委託契約の件名に人材派遣が含まれているものを合計すると幾らぐらいになるのか、令和5年度ぐらいからでいいので、ちょ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

っと教えてもらえますか。

○委員長 財政課長。

◎高橋由佳 財政課長 令和5年度が約3億6,000万円、6年度が約4億5,000万円、7年度が約5億1,000万円でございます。

○委員長 早川委員。

◆早川太郎 委員 ここ2年でも1億5,000万ぐらい増えているんですね。

人に係る経費は、事業を執行する上で本当に必要なものであるもので、増加しているから減らせというものではなくて、必要な経費だとただ認識した上で今後の行財政運営を考えていかなくってはならない状況になりつつあるということが、今、改めて認識できました。

大田区では職員定数基本計画というのがあって、多様化・複雑化する行政需要に着実に対応する区職員の確保が不可欠で、ただ、今後の推計では業務量に対し職員数が不足する見込みがあるとしていて、今後の職員数や業務量などの見通しとともに定数の適正管理に向けた方向性と戦略を示しているようなんですけれど、現状の区の状況を見ると、各所管で今のやり方での業務量とその業務量をこなすための人の配置が適正になされているのかと思ってしまっていて、そもそも台東区では、業務量の管理ってやっているんでしょうか。

○委員長 人事課長。

◎飯田辰徳 人事課長 お答えいたします。業務量につきましては、本区ではどれだけの人員が必要かということで、毎年度、各所属長に対して調査、ヒアリングを実施した上で把握しているところでございます。

○委員長 早川委員。

◆早川太郎 委員 なるほど。というと、そのやり方ってなかなか今後の予想は難しいのかなということが分かりました。

その計画の中に、定数の適正管理に向けた戦略として、行うべき業務への対応というのがあるんですね。その業務削減の手法が示されていて、簡単に言うと、まずは事業の必要性、区として行う事業かどうかで選別。次に、実施方法の見直しということで、区が直営でやるべきか、または委託・指定管理とともに公民連携という、その直営以外の選択肢があって、さらに、直営で行う事業をどう効率的に実施するかとなっています。公民連携が委託や指定管理と同列に位置づけられているというのは正直驚きなんですけれど、大田区は公民連携プラットフォームを設置し、公民連携の旗振り役として公民連携デスクという窓口も設置しているからこそなのかなと思ってまして、ここでは地域課題解決のため、公民間だけでなく、民間同士の調整も実施している。

先日の企画総務でも包括連携の報告がありました。業務量が増大している中、増え続けていく行政需要に着実に応えていくためにも、公民連携、区としても進めていけるように体制整備は必要だと思っているんですけれど、その辺、何か進みがあったのかどうか教えてください。

○委員長 企画課長。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◎川田崇彰 企画課長 お答えいたします。区としましては、多様化・複雑化する社会課題等に的確に対応していくためには、民間企業と連携協力をして課題解決を図っていくことが重要であると認識をしております。

先ほど、今お話ありましたとおり、今回新たに包括連携協定、2社加えまして6社と結ぶこととなります。民間企業と区と、それぞれの強みを生かしながら、またリソースを活用しながら、様々な事業に取り組んでいくためには、ご指摘のとおり、体制づくりについても今後検討していく必要があると考えております。今年度、台東区協働指針の見直しを予定しておりますので、その中で幅広い多様な主体との効果的な連携体制の構築に向け、庁内の体制づくりについても検討を進めてまいりたいと考えております。

○委員長 早川委員。

◆早川太郎 委員 今、企画課長から検討を進めていくということであったし、協働指針の見直し予定しているんで、そのときを楽しみにしてくださいということだと思いますので、楽しみに報告を待っておりますが。

次、2件目、100……

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 今、早川議員から定数問題があったんで、人事の問題は後でまとめてやりますけれども、資料1ですね、これを見ていただければ、今の早川さんの質問と数字的に分かります。まず、常勤職員の数というのは、こういうふうに1,974、1,989、2,059というふうにこの3年間なっているわけですね。これに会計年度任用、再任用、短時間、これを入れると2,954、2,998、3,089というふうに、現在の職員の配置というのはそうになっているわけです。

台東区では、もうこれ一貫して言っているんですが、4月1日付の人事をもって、これを職場定数というふうな考え方なんです。ですから、事業量に基づいて、それぞれのヒアリングは行っているのは知っていますけれども、しかし、どれだけ必要かというものに基づいて定数を決めているという、そういうものではないわけですね。条例定数は2,154人であります。そういう状態が、先ほどあったように、育休や病気休職者が出た場合に、非常にもうきつきの職場になる、あるいは、その人たちが復帰したときに、なかなか職場の定数というのがアンバランスが生まれるというふうなことが繰り返されているわけですね。

だから、そういう点では、私は、質問ではないんですけれども、やはり定数はきちんと、業務量に基づいた定数は、原価から上がったものを尊重しながら、そして、これは4月1日に蓋を開けたら分かるというんじゃないくて、別に条例定数は上限だというから、それはそれでいいですよ、もうそれ以上というふうには私も言っていないです。でも、実態的にはもう3,000人を超える、会計年度任用も入れれば、そういう職員数があるんだということは、これは申し上げておきたいというふうに思います。それだけの業務量は、これ別に労働組合がやった調査では88%の組合員が職員不足って答えているんだから、そういう点では、現場は3,000人いたって職員不足というふうに思っているわけですよ。だから、その辺のところはね。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

昨日ちょっとコンサルや、あるいは委託等の問題について言いましたので、これ以上言いませんけれども、まず職員定数そのものもきちんとそういう示す、それが区の行政の姿勢を示すことになるんだということだけは申し上げておきたいと思います。以上です。

○委員長 早川委員。

◆早川太郎 委員 2点目、115ページ、職員のICTリテラシー向上のところで伺います。

この事業の中でDX推進サポーターの育成、実施していると思うんですけど、進捗状況を教えてください。

○委員長 情報政策課長。

◎久我洋介 情報政策課長 お答えいたします。DX推進サポーター、毎年度10名ずつ増やしていくことを目標としておりますが、決算年度では20名を任命いたしました。

なお、今年度は16名から手挙げがございまして、現在養成講座や勉強会、BPR相談会の分析を通じて育成を進めているところでございます。

○委員長 早川委員。

◆早川太郎 委員 もう滑り出しとしては上々な滑り出しでやっていらっしゃるという、聞いて分かりました。

そのDX推進サポーターを導入したことで、効果をもたらしているようなことがあったら教えてください。

○委員長 情報政策課長。

◎久我洋介 情報政策課長 DX推進サポーター、一人一人得意分野、またキャラクターも異なりますし、職場環境も違いますが、担当業務や係内の業務でBPRに取り組んでいる状況です。

その中で効果的な活動ということでございますが、例えば、保育課では業務改善DX推進プロジェクトチームというものを課内に立ち上げまして、係長と係員、DX推進サポーターの計11名体制でDXに取り組んでおります。小さな改善からまずやってみようということをコンセプトに、8月末時点で既に49件の改善を積み上げているといった事例がございます。

また、福祉部では部を挙げてDX推進しておりまして、具体的な改善を進めるだけでなく、各課の取組事例の共有や知識の蓄積を図るに当たり、DX推進サポーターを有効活用するという、そのような活動を進めているところでございます。

○委員長 早川委員。

◆早川太郎 委員 すごいですね。推進サポーターをうまく活用して、組織としてDX推進を図ろうとしている部署が出てきているというのは本当に素晴らしいことだと思います。大変評価します。

その課長とか部門長のやる気がポイントになっているんですかね。今、例に出していただいた部分だけということではないと思いますが、予算審議のときにでも今の例で伺った部分以外のところでこういった取組を進めているのか、その回答が楽しみになってきましたので、と感

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

想だけ述べさせていただいて、次の質問に移ります。

同じ115ページで、B P Rなどによる業務改善のところと、併せて113ページの行政経営推進のところを伺わせていただきます。

115ページのこのB P R、1行目のところにR P A出ているんですけど、それ進んでいるのかなとは思っているんですが、最近の実績、効果も併せて教えてください。

○委員長 情報政策課長。

◎久我洋介 情報政策課長 直近3年の実績でお答えをさせていただきます。令和5年度では9業務でR P A開発いたしまして、業務時間の削減効果といたしましては、導入前1,377時間から導入後337時間まで削減しております。令和6年度は19業務で導入いたしまして、同じく1,643時間から368時間まで削減、決算年度においては19業務で1,053時間から21時間まで削減できたという結果でございます。

なお、決算額は、これまで開発したR P Aの補修対応経費も含むもので、令和2年度から開発をしている全R P Aの年間の削減時間は約1万500時間となっております。

○委員長 早川委員。

◆早川太郎 委員 うちの会派の本目議員がそのR P Aの提案、決算だったかな、させていただいて、それを受けて台東区はかなり早い段階から実行していますよね。結果、1万時間を超える成果が出ているというのはすごいなと思うんですけど、今後もこのペースでぜひ頑張っていたきたいと思いますけれど。

では、この事業名になっているB P Rのほうなんですけれど、そこもちょっと確認したいんですが、これで113ページの行政経営推進のところなんですけれど、たしかB P R推進のためにノーコードツールを活用していくというのがノーコードツールを入れるときの方法であったような気がするんですけど、その年度に何をやっているのか教えてください。

○委員長 経営改革担当課長。

◎三谷洋介 経営改革担当課長 区では、B P R推進のためにノーコード開発ツールを導入したところでございまして、令和7年度は、段階的に利用者を拡大するという方向の下で、同時にログインできる数として、20ライセンス分をまず導入をいたしました。活用状況としましては、全庁横断的な業務である決算業務の一部での効率化に向けた開発を進めたほか、各個別の業務については、事前の活用希望調査や個別の相談でこのツールの活用が適していると判断できた業務に対してライセンスを割り当てておりまして、活用検討を進めたところでございまして、7年度中の結果としましては、相談案件ですとか対象者の管理に関する2業務で本格的な活用が開始をされたところでございます。

○委員長 早川委員。

◆早川太郎 委員 今年度以降の見込みはどんな感じなんでしょうか。

○委員長 経営改革担当課長。

◎三谷洋介 経営改革担当課長 今年度からは、8年度につきましては、決算業務での活用に

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

向けた検証の実施に合わせてライセンス数を増やしておりまして、それも踏まえて、この7月以降、全ての職員にアカウントを付与しまして、誰でも活用の検討ができるような形にしたところでございます。引き続き、全庁横断的な業務である決算業務での一部での活用に向けた調整を進めるほか、各課の個別の業務におきましても、庁内での効果的な活用事例の周知ですとか、情報政策課のBPR相談会などで相談があったもので活用効果が高いと見込まれるものに活用を提案するなどして、具体的な活用事例を増やししながら利用拡大を促してまいりたいと考えております。

○委員長 早川委員。

◆早川太郎 委員 ノーコードツール、それこそ今、今年度、決算年度ですから、その業務に入って会計のところにあたって、それはそれでいいと思うんですけど、本来ノーコードツールって、自分たち職員が利用勝手をつくって、それでどんどん業務を削減していくというところがノーコードツールのいいところで、まだそこまで行けていないんだなという方向だったんだなということが分かりました。

その今話が出たBPR相談会なんですけれど、その辺、実施状況どうなっているのか教えてください。

○委員長 情報政策課長。

◎久我洋介 情報政策課長 BPR相談会実施状況でございますが、決算年度は68回実施いたしまして、35課79業務のBPRを支援いたしました。職員がヒアリングを実施いたしまして、課題整理や抽出、解決策の提案、具体的な実装まで伴走支援を行っております。その中で、先ほど申し上げましたRPAを構築する場合、高度なものは委託事業者に依頼をしているところですが、これまでの事例を生かせるものなどは職員の内製で対応しているところでございます。

○委員長 早川委員。

◆早川太郎 委員 思っていたより内製の中で頑張っているんだなというのが分かりました。

ただ、何か課題点はあるんですか。

○委員長 情報政策課長。

◎久我洋介 情報政策課長 BPR相談、今年度の実績、9月末時点になりますが、既に64回実施しておりまして、昨年度の年間68回と同水準となっております。その背景にはDX推進会議等を通じて各課の意識が高まっていることが要因と考えておりますが、今後その各課の支援をさらに充実させていくためには、DX推進サポーター育成するなどして、支援体制を整えていくことが必要であると、そのように考えております。

○委員長 早川委員。

◆早川太郎 委員 うまく回っているのって、外部委託しているときに一緒にやっていた職員がその辺のノウハウをしっかりと学んで、そこをうまく生かして今の結果になっているんだと思っているんですが、その辺のノウハウをどう広げていくのかって、そんな簡単な話なんじ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

やないんじゃないかなと思っていて、その辺、スピード感を持ってやるとするなら、今の体制だけでいけてしまうのかなとも思うし、あと、やはりBPRのためのヒアリングにすらちゅうちょしてしまう部署が現状はあるんじゃないかなとも思いますので、ちょっとその辺どうにかしなければいけないなという現状が分かりました。

ちょっと話替わりますが、その下にBOX導入業務委託料などってあるんですけど、そもそもちょっとBOXって何か説明してもらっていいですか。

○委員長 情報政策課長。

◎久我洋介 情報政策課長 BOXとは、いわゆるクラウドストレージサービスと言われるもので、オンラインでファイルを保存・共有・管理するためのサービスでございます。外部事業者とファイル共有する際に、非常に利便性が高く、またインターネットに接続していればアクセス可能なため、専用端末を持っていけば庁舎外での業務のデジタル化を図ることも可能となっております。

○委員長 早川委員。

◆早川太郎 委員 現在、活用状況はどうなっていますか。

○委員長 情報政策課長。

◎久我洋介 情報政策課長 決算年度では、福祉施設また保育施設の指導検査業務をはじめ、6課8業務に導入をいたしまして、決算年度では本年度以降の横展開を見据え、ほかの業務への活用について検討をいたしました。

○委員長 早川委員。

◆早川太郎 委員 導入した効果があれば教えてください。

○委員長 情報政策課長。

◎久我洋介 情報政策課長 指導検査業務では、以前は一連の業務が紙処理であったため、事前準備や当日の資料運搬の負担、検査時に必要な情報が探しにくい等の問題がございましたが、BOXを活用することで電子ファイルの迅速・安全な共有が可能となり、事業者、区双方の事務負担の軽減、利便性の向上につながっております。

効果としましては、事前準備に利用する1件当たりの時間が、導入前60分から約16分に短縮をされました。また、実地検査の効率が向上したことに伴いまして、結果通知、また改善指示後の打ち返し回数も減少したことから、検査全体の使用日数の大幅な短縮につながっているところでございます。

○委員長 早川委員。

◆早川太郎 委員 この辺、持ち出すことは可能だということでもあるんで、セキュリティというのも大事だと思っているんですけど、セキュリティについても教えてください。

○委員長 情報政策課長。

◎久我洋介 情報政策課長 区側からの資料のアップロード、ダウンロードはLGWAN経由で行いますとともに、ISMAPというセキュリティ要件を満たしているクラウドサービスに

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

登録、認証を得ていることから、高いセキュリティを担保しております。

また、庁外に専用端末を持ち出す場合、万が一紛失した場合でも遠隔操作で端末ロックすることができるサービスも利用いたしますので、十分な対策を持って運用をしているところでございます。

○委員長 早川委員。

◆早川太郎 委員 本当にすごいなと思うんですけど、今年度の活用状況と今後の取組についても教えてもらっていいですか。

○委員長 情報政策課長。

◎久我洋介 情報政策課長 決算年度は20ライセンスを活用しておりましたが、今年度当初100ライセンスに増加し、所管課に意向確認を行いました。その結果、想定以上に多くの業務で効果的な活用が見込まれたため、さらに200ライセンス増やしまして、累計で27課37業務で導入を予定しております。今年度から本格運用を開始しているところではございますが、まだその導入効果を具体的にイメージできていない所属もあるかと思いますので、引き続き周知をして、さらなる展開を図ってまいります。

また、展開していく中で新たな課題も出てくるかなと思いますので、必要に応じて運用の見直し等も進めてまいりたいと、そのように考えております。

○委員長 早川委員。

◆早川太郎 委員 7年度が20ライセンスで始まったのが、もう今年度には300ライセンスに広がっている、もう本当に広まり方が早くなって思います。やはりその便利さが分かりやすく、使い始めから割とすぐに使えるということがポイントだったんですかね、分かりました。

最後、もう1問いいですか。

（「関連で」と呼ぶ者あり）

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 BPRのところなんですけれども、ちょっと私も情報システム推進費の中で、先ほどライセンス使用料を増やしているってお話あったと思うんですけども、生成AIの活用は418万円で職員のICTリテラシー向上が1,188万7,000円、行政データの利活用推進が575万3,000円にとどまっています。他方でクラウド及びネットワーク基盤が5億9,882万3,000円、基幹系業務のシステムの維持管理費等が5億5,849万6,000円でCIO補佐業務委託料も2,475万円と計上されています。

私からは、少額の先端活用と巨額の維持基盤経費のバランスについて伺います。

生成AIライセンスなんですけれども、どの業務で何名がどの程度使っているか、議事録作成、照会回答、条例とか通知の下書きとか決算年度、先ほど時間の件は伺いましたけれども、具体的な使い方があれば教えてください。

○委員長 情報政策課長。

◎久我洋介 情報政策課長 成果説明書記載のAIライセンス、こちらは自治体AI z e v

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

o というサービスでございますが、決算年度は815名がユーザー登録いたしまして、活用の業務としては文書作成やアイデア出し、エクセルのマクロのコード生成、議事録の作成など、多様な用途で日々活用をしているところでございます。

なお、先日の直近の状況ですと、月間のアクティブユーザーは462名、利用回数は7,145回となっております。

また、東京都が提供しておりますA I 共同基盤A 1については、費用負担がない実証実験の団体ございまして、直近の利用状況は月間のアクティブユーザーが323名、利用回数は5,538回となっております。

その具体的な使い方と特徴的な使い方といたしましては、A 1は、ローコードでアプリを作成できるシステムになっていることから、アナログ規制の見直し、決算年度と今年度進めておりますが、その業務で約1,300の例規から根拠法令を抽出するなど、一括して対応処理を行う際に活用しているところでございます。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 R P A開発・保守2,981万円とB O X導入914万9,000円で、短縮できたアナログ業務がどんな業務かということと、あと職員の業務の削減効果についても教えていただけますでしょうか。

○委員長 情報政策課長。

◎久我洋介 情報政策課長 R P Aについて、先ほど早川委員のご質問でお答えをさせていただいた、そこにかぶらないところでお話をさせていただきますと、例えば、昨年度1,031時間削減となっておりますが、その中で保護課の診療報酬明細書に関する入力業務というものの、これシステム入力業務を自動化したものでございますが、年間約600時間の削減を見込んでいるところでございます。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 分かりました。

あと、電子申請の現在の利用増に向けた取組などはいかがででしょうか。

○委員長 情報政策課長。

◎久我洋介 情報政策課長 まず、オンライン申請の状況を先にご説明させていただきますと、本区が年間で受け付けている総申請件数約95万件となっております、うち70万件弱の申請については、既にオンライン申請が可能な状態となっております。実際にそのオンラインで申請された件数は約12万6,000件となっておりますので、利用率は2割に満たない状況となっております。

そのような状況を踏まえまして、本年3月に改定のD X推進計画、またD X推進会議においても行政手続のオンライン化に関しては重要なテーマとして、より一層推進していくことを掲げております。今後につきましては、まず、オンライン申請が可能な手続数を増やしていくことが基本となりますが、あわせて、区民の皆様がより利用しやすいよう、申請フォームの見直

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

しや周知方法の見直しなどを進め、利便性向上に努めてまいりたいと、そのように考えております。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 分かりました。

ちょっと先ほどセキュリティのお話とかも出たので、こちらになると話が広がり過ぎてしまうので、そのときは、またちょっと改めて質問させていただきます。ありがとうございます。

○委員長 早川委員。

◆早川太郎 委員 106ページ、はばたき21相談室のところで。

昨日の審議の中でもこの件話題になっていたんですけど、この決算年度からA I相談システムって導入したと思うんですけど、導入したことによるメリットというか、効果というか、活用状況も含めて教えてください。

○委員長 人権・多様性推進課長。

◎中里悠 人権・多様性推進課長 本システム導入の効果としては、大きく2点上げられました、まず1点目は、相談内容の要約機能による業務効率化です。記録作成の時間短縮については、相談員の体感になってしまうんですけども、約2分の1から3分の1に縮減できたと考えています。

2点目は、客観的かつ正確な相談内容の記録がシステム利用により簡単な操作で可能となりまして、記録の精度向上につながっています。また、正確な情報を相談員同士がほぼリアルタイムで共有できるので、適切なアセスメントにつながっています。

○委員長 早川委員。

◆早川太郎 委員 相談業務、大切な業務の一つで、相談者と、それが電話でも窓口でもそうですけど、そのお話を聞く時間というのはそれなりにかかるもので、ただ、その後、その相談内容をもし仮に記憶として取っておかなければいけないものであるならば、それをデジタル的に要約して、文書作って、それが課内で共有していくというのがすごく時間かかるころなんだと思うんですね。その部分がこのシステムを入れることによってかなり短縮できるというのは、物すごい削減効果なんだなって思っていて、相談業務自体も昨日ちょっと聞かせていただきましたけれど、そこに全てであるかどうかは別にして、かなりの数の相談業務、台東区は行っているんだと思っているんですね。

以前子ども家庭支援センターがこの業務ってモデルでやっていて、大変よい取組なので、スピード感を持って、もっと広がっていくのかなって正直期待していた事業なんですけれど、昨年度ははばたきが1つでやっていて、今年度は、新たにという部署はなかったなと記憶しているんですけど、その辺はなぜなのでしょう。

○委員長 情報政策課長。

◎久我洋介 情報政策課長 A I相談システムは、委員ご発言のとおり、令和6年度に子ども家庭支援センター、また決算年度に男女平等推進プラザで導入をしておりますが、今年度新た

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

な導入は予定しておりません。

本システムの機能には、通話内容の録音、テキスト化、また要約機能のほか、AIが特定のワードとかフレーズに反応しまして、要確認項目を画面上に表示するガイダンス機能というものがございます。全庁展開を検討するに当たっては、当然費用対効果と職員の運用の負担の見極めが重要であると考えてございます。本年8月に改めて本システムの説明会実施いたしましたが、全ての機能をフルスペックで横展開するとなりますと、機能が過剰になったり、また、運用面で新たな職員の負担が発生したりする。また、音声データは非常にデリケートな情報になりますので、その取扱い等にも課題があったところでございます。

ただ、各課からは、ガイダンス機能は要らないけれど、録音やテキスト化機能は欲しいだったりとか、要約機能まで必要だとか、様々な意見を聞いておりますので、今後、そのコストであったりセキュリティ、安全性、基幹系との接続方法等の観点から、別システムについても情報収集、検討を進めていきたいと、そのように考えております。

○委員長 早川委員。

◆早川太郎 委員 今言っていた、各課が欲しいと言っていた、その文字化ですよ、テキスト化とか、あと要約機能なら、変な話、私が持っているスマホの無料版の生成AIでも最近は十分機能するようになってきているんですけど、やはり区が活用しているものだと、今現在の生成AIって、たしか音声取り込みには制限があって、使えないようになっていて、さらには、その相談内容によっては個人情報が含まれているということもあるので、LGWANの中でも活用に耐えられるものでないということなんだと思っているんですけど、やはりこれ、業務の削減効果はすごい高いものだと思うので、その辺早急にちょっと検討を進めて広めていっていただきたいなと要望して、終わります。以上です。

（「関連」と呼ぶ者あり）

○委員長 関連で。

松村委員。

◆松村智成 委員 はばたき21含めて、幾つか事業をまとめて聞こうかなと思っていたんですけど、それを言っちゃっていいですか。

○委員長 はい、いいですよ。

松村委員。

◆松村智成 委員 ごめんなさい、もともと総務費で、12点あったうちを7点にまとめるのが、先ほど1点終わったので、ここで1個ちょっと質問させていただきます。

このはばたき21相談室は109ページですね、あと105、106ページの事業番号30番、男女共同参画の推進や事業番号31、はばたき21、そして35番、男女平等推進プラザ機能強化改修について伺いますと。今、早川委員がご質問された件とはちょっと全然違う目線で質問になりますので、よろしくお願いします。

以前の委員会でも私は男女共同参画は、もう今の時代に合っていないんじゃないか、必要で

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

はないのではないかとというふうに申し上げたことがあったと思います。女性の社会進出や地位向上は、もはや社会の当然の前提ルールとして定着しています。それにもかかわらず、いまだに男女共同参画という古い枠組みだけを維持し、そこにはばたき21の運営費、さらには施設の機能強化改修費まで含めて、巨額の税金をつぎ込んでいるように思います。

社会の実態は既に先を行っているのに、行政だけが男女共同参画という看板にしがみつき、一部の登録団体のための施設維持や事業継続が自己目的化しているのではないのでしょうか。この巨額の投資に見合うだけの、今の時代に真に必要な成果が出ているとお考えなのかお聞きしたいと思います。

○委員長 人権・多様性推進課長。

◎中里悠 人権・多様性推進課長 現在の計画であります台東区男女平等推進行動計画はばたきプラン21策定のために、令和5年度に意識調査を実施しているんですけども、その中で平等感について、全体として男女が平等と感じている区民の割合は増加している一方、男性が優遇されているという選択も増加傾向にありまして、男女共同参画社会実現のためには、今後とも男女共同参画の取組を進める必要があると考えております。

施設の機能強化につきましては、プラザが入っている生涯学習センターが建設から20年を経過し、設備の老朽化の対応として改修工事が必要となり、プラザ部分も併せて改修経費がかかったものになります。

○委員長 松村委員。

◆松村智成 委員 この枠組みに、その内容は理解しましたがけれども、巨額の税金を投入し続けていく現状に、ちょっと私は正直納得していないので、そこで活動する登録団体の内容についても看過できない問題があると考えています。

この男女平等推進プラザの在り方、登録団体の実態、そして、これから区有施設の運営方針の根本的見直しについては、後日の総括質問で伺いたいと思います。

○委員長 よろしいですね。そのまま続けて。

◆松村智成 委員 そのまま続けてやっていいですか。

○委員長 松村委員。

◆松村智成 委員 それでは、そのまま続けさせていただきます。

先ほど申し上げたとおり、ちょっと数多くやっちゃったので、少しまとめていきたいと思います。

まず、105ページ、外国人学校保護者補助と25番の多様な集団活動事業の利用支援というところが関連するところなので、一括でお聞きしたいと思います。これもう毎回聞いていますが、ぜひお答えいただければと思います。

現在、台東区では、朝鮮学校等に通う児童生徒の保護者に対し、所得制限なしで月額7,000円、年間8万4,000円の補助金を支給しているほか、多様な集団活動事業として、朝鮮学校などに入る前の幼児期に通う施設の利用に対しても公的な支援を行っています。現在台東区では、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

公立の小・中学校だけでなく、保育や育児、教育の受入れ体制も幅広く整備しています。そうした中で、あえてご自身の意見で、意思で、学習指導要領に準拠しない各種学校やその他、ごめんなさい、その関連幼児施設を選んだ方々に対してまで区の税金から助成を行うことには強い疑問を持っております。特に朝鮮学校及びその関連施設については、北朝鮮や朝鮮総連との極めて強いつながりや指導的關係が広く指摘・懸念されていることなのが実態です。公教育の枠外にあり、政治的・思想的な影響下にあると疑わざるを得ない施設で学ぶことに対して、幼児期から就学期に至るまで、一貫して区民の大切な税金を支出し続けることは、区民感情からしても決して納得いくものではないと思います。

区にも制度発足以来の経緯はあると推察いたしますが、区の見解をお伺いしたいと思います。

○委員長 総務課長。

◎福田健一 総務課長 お答えいたします。まず、お子さんたちが教育を受けることは、国籍を問わず大切なことであると認識をしております。そのため本区では、学校教育法に基づき、認可を受けました各種学校のうち、外国人を対象とした学校に通う義務教育相当年齢の児童生徒の保護者に対しまして、外国人学校保護者補助事業として昭和63年度から実施してまいりました。

また、令和4年度からは、国の子ども・子育て支援交付金のメニューの一つでございます本事業の多様な集団活動事業の利用支援において、幼児教育・保育の無償化の対象となっていない満3歳以上の小学校就学前幼児について、区の定める基準に適合した施設を利用する幼児の保護者に対して、利用料、保育料相当の全部または一部を給付する取組を行っております。両事業とも保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、子供たちの充実した学校生活に寄与しているものとして、本事業を実施しているところでございます。

○委員長 松村委員。

◆松村智成 委員 今おっしゃられたように、子供の学びや育ちの補助という建前は理解はしますが、やはり北朝鮮との関わりが強く指摘されている施設に対して、公金を拠出し続けることへの区民の疑念や批判は極めて大きいものがあります。受入れ体制が公的に整っている現状も踏まえ、幼児期、就学期を含めたこれら補助の妥当性については、根本的な見直しを強く求めて、次の質問に入りたいと思います。

（「関連」と呼ぶ者あり）

○委員長 拝野委員。

◆拝野健 委員 分からないので教えてもらっていいですか。

外国人学校って、いわゆる今、松村委員おっしゃった朝鮮学校以外に、いわゆるインターナショナルスクールみたいなのところも対象になっているんでしょうか。また、実績はあるんでしょうか。

○委員長 総務課長。

◎福田健一 総務課長 お答えいたします。対象となる学校でございますが、先ほどございま

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

したように、インターナショナルスクールほかございまして、内訳は、令和7年度ですと10校ございまして、その中に東京韓国学校ですとか東京中華学校、東京朝鮮第一幼・小・中級学校、それからインターナショナルスクール等が含まれてございます。

○委員長 拝野委員。

◆拝野健 委員 実績。

◎福田健一 総務課長 失礼しました。

○委員長 総務課長。

◎福田健一 総務課長 実績でございますが、令和7年度は1人当たり月額7,000円ということで、91名申請ございましたので、交付額といたしましては、年間で706万3,000円でございます。

○委員長 拝野委員、もう1回、もしよろしければ質問して。

◆拝野健 委員 多分、対象となる学校がそれぞれ10校ぐらいあるということなんで、今、実績というのは、どの学校にという意味で聞いたんですけれども、多分、枠があるということは、どこかのタイミングで入ってきたり、出て行ったりと、いろいろな学校に出しているんだろう、学校の保護者に出しているんだろうなということが分かりましたので、以上です。ありがとうございます。

（「関連」と呼ぶ者あり）

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 先ほど課長から、国籍がどこであろうとも、台東区で学ぶ子供たちの権利というのは、これは保障されるべきであるという、非常にいい答弁だったんですが、ただ、そうであるなら、実際にはまだ幼保の無償化、あるいは高校の学費の無償化、ここについては差別をしているところがあるわけですね。子どもの権利条例を台東区は今年度末までに制定しようとしていると。その中で私も主張してきましたけれども、その差別、いかなる差別も子供たちに与えてはいけないというところというのは人権の基本として、これは柱の一つに据えているわけです。

そういう点では、まだそういう点では全部が平等に扱われていないということも事実じゃないですか。そういう例外がありますよね。

○委員長 総務課長。

◎福田健一 総務課長 そうですね、ただ……

（「例外がありますよね、例外」と呼ぶ者あり）

○委員長 総務課長。

◎福田健一 総務課長 例外があるかないかということだと、当然全てを補完しているわけではございませんので、例外はございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 少なくとも日本の法令で、もちろんその学校法人、しかも文部科学省も認め

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ているというようなところに通っている、そういう子供たちの中での行き渡らない部分があるということですね。

○委員長 総務課長。

◎福田健一 総務課長 先ほど申しましたように、全てのことが授業に対し、行っている教育に対して例外はございますので、全てを認めているわけではございませんので、そういう意味でお答えしますと、例外はございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 先ほど松村委員が言った朝鮮学校には、これ幼児教育、あと高校教育、こういうところで明らかに差別があるわけですよ。そういう点では、しかし、それはまずいということで、自治体として、それは埋めていこうという自治体もある。ただ、台東区はそれやっていない。だから、そこのところは、私は松村さんと全く逆の立場で、やはり台東区はしっかりやるべきだということは申し上げておきたいと思います。

○委員長 松村委員。

◆松村智成 委員 今ちょっと課長の答弁の中であったと思うのですが、朝鮮学校の、前の幼少期の部分については、先ほど多様な集団活動事業の利用支援というところに入っているというふうに私は認識はしておりますので……

（「幼保無償化の対象になっていないよ」と呼ぶ者あり）

◆松村智成 委員 差別じゃなく区別であると思うので、このまま続けさせていただきたいと思います。

○委員長 松村委員。

◆松村智成 委員 同じ105ページ、平和祈念になります。

毎年3月に浅草公会堂ギャラリーで東京大空襲展が開催されております。この展示は実行委員会の主催ですが、台東区が共催、教育委員会が後援となっております。これ毎回言っています、私もね。

以前からこの展示内容について、日本が悪いと一方的な説明に終始しているといった区民からの強い苦情が私の元に寄せられておりました。直近の展示を視察した方や私も直接行って見てまいりましたら、完全な偏向展示というような極端な部分は縮小されたとのこともありますし、私も確認してきました。過去の指摘を踏まえた一定の改善や進展があったことは、率直に認めたいと思います。

しかしながら、展示パネルには依然として侵略の15年といった特定の歴史観を強調する表現が残っているようにお見受けしました。戦争の悲惨さを後世に伝えること自体は極めて重要ですが、行政が共催として公金を投じる以上、特定の政治的・歴史的イデオロギーに偏ることなく、厳格な中立性が保たれなければなりません。区として、多少の改善は見られたものの、現状の展示内容が行政の共催事業として完全に適切な状態になっているのかどうかお聞きします。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 総務課長。

◎福田健一 総務課長 お答えいたします。ご質問の東京大空襲資料展でございますが、こちらは例年3月に浅草公会堂ギャラリーにおいて実施しております。写真、絵画、パネル等の資料を展示し、戦争の悲惨さと平和の大切さを後世に伝えていく資料展でございます。資料展は毎回多くの方々がご来場いただきまして、様々な方々が目に触れる取組でございます。

展示内容に不適切な表現等があれば、事実を確認の上、主催者側に伝えるなど、適切に対応してまいりたいと考えております。

○委員長 松村委員。

◆松村智成 委員 区が共催というお墨つきを与えている以上、少しでも偏向の懸念があるならば、看過するべきではないと思います。

私も見させてもらったときに、非常に貴重な資料だとか写真等があって、大変勉強になるというふうに思っています。そんな中で、一部のそのイデオロギーが見えてしまうと、うんというふうな感覚に陥る方も多分いるとは思いますが。次回以降の共催や区有施設の貸出しにおいてはより厳格な条件をつけるなど、行政の中立性を担保するための明確な対応を求めて、この区有施設の適正な利用という根本的な問題については、またこれも総括質問させていただければというふうに思います。

そのまま続けてやります。

(「平和関連で」と呼ぶ者あり)

○委員長 関連で。

中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 平和祈念事業なんですけれども、令和7年度の実績について教えてください。

○委員長 総務課長。

◎福田健一 総務課長 お答えいたします。令和7年度の平和祈念事業の取組でございますが、主な取組です。まず、例年実施しております、8月と3月に庁舎1階のロビーにて、平和に関するパネル展の実施。それから、同じ3月でございますが、3月に浅草公会堂ギャラリーにおいて実施をした東京大空襲資料展の共催事業など、平和の大切さを発信し、恒久平和の意識醸成に取り組んでいるところでございます。

また、中学生の被爆地派遣事業として、令和7年度は広島へ派遣し、平和祈念式典の参列や被爆体験講話の聴講、それから平和記念資料館の見学など、生徒が現地に行って直接戦争の悲惨さや平和の尊さを学び、後世に伝えられるよう平和の取組を行ったところでございます。

そのほか、区内に数多くある慰霊碑やモニュメント等を紹介するため、周知用の平和史跡マップの印刷など、平和の取組を行ったところでございます。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 ちなみに、令和8年度の事業取組の予定はいかがでしょうか。

○委員長 総務課長。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◎福田健一 総務課長 お答えいたします。今年度、令和8年度は、庁舎での平和に関するパネル展の実施のほか、中学生の被爆地派遣事業としては、今年は長崎へ派遣をしまして、各中学校の代表生徒が広島派遣と同様に平和への取組を行ったところでございます。

また、今年は8月の終戦記念日8月15日に戦争の悲惨さや平和の尊さを後世に伝える取組といたしまして、平和に関する映画会を入谷区民館の多目的ホールにて開催いたしました。戦争の恐ろしさ、平和の大切さ、夢や希望を持つことの尊さを、本や映画を通じて後世に伝える取組をしたところでございます。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 ありがとうございます。そうですね、中学生が広島とか長崎に行って、実際にもう見て体験するというのが非常に大切かと思います。

前回予算委員会の総括質問でも私、取り上げさせていただいたんですけれども、台東区でも先ほど課長おっしゃってくださったたくさんの資料展ですとかパネル展、ギャラリーありまして、周辺の自治体も多くの取組がなされているんですけれども、私たち議員って、政治も、以前から申し上げておりますけれども、政治に課せられた一番の使命というのが国の安寧、平和ということだと思うので、平和について誰もが考えさせられる充実した事業を引き続き期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

（「関連」と呼ぶ者あり）

○委員長 関連で。

村上委員。

◆村上浩一郎 委員 2点だけお聞きしたいことがあります。松村委員とちょっと視点を変えてお話をさせていただきたいと思うんですが。

まず、私は、この東京大空襲はじめ、戦争の悲惨さ等をやはり後世に伝えていくべきでないかというふうに考えております。昨年暮れに私たちにですね、戦争の悲惨さを教えてくださいました、いろいろとさせていただいていた海老名香葉子さんが亡くなられましたけれども、改めて感謝の意を申し上げたいと思っております。

その中で、今、戦後81年たってきて、もう戦争の体験をしたことのない方々がやはり多くなってきた。やはり、文字ですとか写真でしか見ていないということがある。やはりなかなか現場の現状を体験した人たちの思いですとかは、なかなか理解できないんじゃないかと思っております。

そこで、区としては、こういった戦争体験等についての語り部じゃない、語り部ではないんですが、そういった資料等を今後保管するために、何か働きかけをすることはありますでしょうか、教えてください。

○委員長 総務課長。

◎福田健一 総務課長 お答えいたします。

先ほど申しました中学生の派遣事業でもそうなんですが、長崎のほうで実は、私も今回随行

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

させていただきまして、いろいろな被爆地の記念館ですとか、それから講話なども一緒に聴講させていただきましたが、その中で、一番今後の取組で重要になってくるのが、やはり、実際に戦争を体験された方が大分少なくなってきておりますので、どういうふうに後継をつくっていくかというのが大事なんだというお話を聞きまして、私も同じ思いでございます。

本区では、直接語り部を育成するという事業は行ってはおりませんが、ただ、これまで中学生を派遣して、いろいろな報告書ですとか、学校での発表ですとか、また、戦後80年のときに3月に行いました取組の中でも、実際に現地へ行って、直接戦災者の方から聞いてきた中学生たちが、自分たちがこれを伝えていくんだというふうに報告書で書いてくれております。

また、昨年度もお話をさせていただきましたが、CATV等でもそういった発信をさせていただいておりますので、今後は、そういう若い世代が実際に被爆地に行って、経験したことを広めていっていただければ、それが新たな語り部の継承になっていくんだというふうに考えているところでございます。

○委員長 村上委員。

◆村上浩一郎 委員 今のご答弁、非常にいいご答弁だったなと思っております。

そこで、私はいつも思うんですが、3月の10日に限らず、例えば、生涯学習センターの一角にでもこういった戦争の体験のコーナーを私は常設すべきじゃないかと思うんです。このときしか考えないとか、3月とか8月じゃなくて、365日平和と戦争の悲惨さをやはり勉強するべきだと思うんですが、その点はいかがでしょう。

○委員長 総務課長。

◎福田健一 総務課長 お答えいたします。そういった平和の常設展でございますが、まず、3月、それから8月に区で行っておりますパネル展の資料等も、実は、被爆地の原爆資料館ですとか国の施設のほうから貸出しを受けて飾っております、期間も限られております。また、ご承知のように庁舎、それからほかのところも貴重な施設の一部でございますので、なかなかそれをちょっと、ずっと使うというのは厳しい状況がございます。そういったいろいろな制約がある中で、工夫して、毎年できる限りのことをやっておりますので、今後も引き続き、できる限り平和事業を行っていきたいというふうに考えております。

○委員長 村上委員。

◆村上浩一郎 委員 分かりました。制約があるということも承知しましたけれども、やはり平和宣言都市を宣言している本区でありますので、平和活動を介して、より一層一歩踏み込んでいただいて、期待いたしまして終わります。この質問を終わります。以上です。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 先ほど松村委員の質問の中で、不適切な展示ということがありました。その中身については私も、松村さんと論戦する場じゃないから、先ほど総務課長の答弁の中で、不適切であれば改善をというような発言があったんだけど、この間、あの展示の中で不適切と区が判断したものはあったんですか。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 総務課長。

◎福田健一 総務課長 お答えいたします。これまで実施をされてきた東京大空襲展について、特設区がこれはさすがに不適切だというふうに判断したものはございませんでした。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 先ほど侵略という言葉は、やはり事実ですからこれは、動かぬ事実ですからこれは、その中立も何もないんですよ、客観的な事実。ですから、そういう点では、不適切なものがあるかないかというのは、ちょっとこれはそれぞれの立場で違うかもしれないけれども、少なくとも区はそのような判断していないというのは、今の到達点で当然ですよ、教育委員会の委員さんもあの展示見に来ていますよ。本当に涙ながらに見ていますよ。だから、そういう点では、そういうことはないんだということが一つ。

あともう一つは、常設展示場ですね。今、残念ながらやる気がないようですけども、これはもうずっと言ってきました。だから東京大空襲実行委員会の人たちは、本当にこんなもう長い間浅草公会堂であれだけの、大変な準備ですよ、あれ、すごい準備だし、すごい労力です。だけれども、やはり平和の情熱、体験者の方たちが最初に始めた運動ですけども、やっているわけですね。だから、これはやはり、今、村上委員も本当に私、いいこと言ってくれたなというふうに思っています。ぜひその辺はお願いしたいと。私が言って変わるもんじゃないでしょうから、と思います。

あともう一つは、やはり被爆地の派遣ですよ、被爆地の派遣です。これは、せっかく今年の8月の15日のときの前後の1階の展示場には、9日の日の中学生のがもう既に展示されたんだね。これ、私はびっくりしたんですよ。だから、総務課よくやったって、課長にもすばらしかったという点で、本当に、部長かな、言ったら、いや、あれは本当に頑張ってもらったということで、本当によかったなと。

子供たちを最初のプレの学習から最後の報告会まで、もう一貫した学習としてやっているということは、台東区、ほかの区にない、ほかの自治体にないよさだと思うんですね。こういう体験は、やはりもう一回りの中学生あるいは小学生に、まず中学生に味わわせてあげたいと思うんですが、拡充というのは考えていないんですか。

○委員長 総務課長。

◎福田健一 総務課長 お答えいたします。これまで被爆地でございます広島、長崎の中学生の派遣事業を経験したことで、確かに委員おっしゃられるとおり、今現在は各校1名の7名ということでやっておりますが、当然その経験、貴重な経験でございますので、様々な生徒に経験していただきたいという思いはございます。ただ、現状で様々な課題ございまして、例えば、8月の平和祈念式典が行われるときには、国内外から多くの方々が現地に来られます。台東区と同様の取組に中学生などの青少年の派遣事業を自治体が数多く集まるため、宿泊先、それから交通手段の確保に毎年苦慮しております。また、式典への参列は、多くの方々の参列希望があるため、会場の使用人数に限りがございますので、そういったことから、なかなか受入れ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

体制に制限がある。それから、学校の先生等もいつも引率していただきますので、その辺のこともございますので、なかなかちょっと、現状より拡大したい思いはございますが、なかなか厳しい現状でございますので、そういったところでございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 6日と9日に合わせなくてもいいと思うんですよ、そういう点では。やはり原爆資料館を見て、被爆地の傷痕、なかなか被爆者の声というのはもうなかなか聞こえなくなりましたが、それでも被団協の方たちというのはまだ本当に頑張っていますから、その二世も含めてですね。ぜひそれは検討していただきたいということだけ要望しておきます。以上です。

○委員長 松村委員。

◆松村智成 委員 今ちょっと、どういう題目のあれで聞けばよかったのか分からないですけど、平和記念のところで不適切なものがなかったというふうに台東区は判断されたということのご答弁を今、秋間委員からの質問でされていらっしゃいました。それは理解したのですが、ただ、そうすると、実際私が目で見えてきたものが、以前とは変化が生じていたことになります。

それは、台東区でなく実行委員会の判断ということとの解釈でよろしいでしょうか。

○委員長 総務課長。

◎福田健一 総務課長 お答えいたします。実は、当然区が共催でございますので、主催者側とはやる前にいろいろな打合せ等はございます。その中で、例えば来場された方、それから、その方からこんなような意見をいただいたという情報交換はさせていただいておりますので、その際に、いろいろな方、いろいろな年齢、いろいろな立場の方が見に来ますので、表現等はこれからも気をつけていきたいと思いますという両者の認識をしたことはございます。

○委員長 松村委員。

◆松村智成 委員 承知しました。これ以上ここをやってもしょうがないので。

先ほど皆さんからご意見いただいている中で、共通の認識としては、やはり平和は大事であり、戦争をしちゃいけないという認識の下でこれからも教育を続けていっていただければなというふうに思いますので、それでは、そのまま続けさせていただきたいと思います。

105ページ、ここで3点あるんですが、ちょっと先に1点ここを、29番、人権啓発の実態について、先にお聞きしたいと思います。

啓発のために動画配信等の事業が行われているようですが、区民目線で見て、この事業で一体何をやっていて、どういった具体的な成果に結びついているのかが見えてこないというご意見が届きました。この啓発事業の具体的な成果について、どのように評価して、どんな内容なのか教えてください。

○委員長 人権・多様性推進課長。

◎中里悠 人権・多様性推進課長 人権啓発事業の実施状況でございますが、区では、毎年12月に開催する人権のつどいをはじめ、集合形式での人権講座、動画配信による人権講座、区立の保育園、幼稚園、こども園、小学校、中学校の保護者を対象とした動画配信による人権

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

尊重教育研修会などの事業を実施しております。

令和7年度は、人権のつどいに157名、集合形式の人権講座に17名にご参加いただきました。動画配信による人権講座の視聴回数は1,536回、人権尊重教育研修会の視聴回数は435回でございました。参加者へのアンケート調査も行っておりまして、90%以上の方から人権への理解が深まった、人権に関して何か行動したいと思ったと回答いただいております。人権啓発事業の実施は、区民の方に人権について理解していただくために一定の効果があるものと認識しています。

○委員長 松村委員。

◆松村智成 委員 人権の啓発というのは、人が生きる上で必ず必要であると思いますし、大事なことです。ただ、それが今、興味のある方しか見ないのであれば、それはまたちょっと話が替わってきてしまいます。ぜひ広い方にご視聴いただけるように、また理解をいただけるように進めていただきたいというふうに思います。

要望を言いましたので、そのまま続けてもよろしいですか。

○委員長 はい。

(「人権」と呼ぶ者あり)

○委員長 関連ありますか。

(「関連あります」と呼ぶ者あり)

中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 私は以前から伺っているんですけど、動画の件は今、伺ったので、当事者、LGBTQの理解促進とか理解増進という観点からなんですけれども、当事者の講演会とか研修なども組み込めたらいいなという要望を以前させていただいていたんですけども、その後の進捗状況というのはいかがでしょうか。

○委員長 人権・多様性推進課長。

◎中里悠 人権・多様性推進課長 LGBTQの講座ということで、当事者の方への研修ということなんですけれども、令和7年度に区民課の共同事業提案制度を活用しまして、NPO法人との共同で性的マイノリティと性の多様性に関する人権啓発活動を実施しました。その中で、性の多様性について悩んでいる方や質問がある方などがセクシャリティにかかわらず参加できる交流会を4回ほど実施いたしました。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 大変心強いと思います。私も結構友人とかたくさんいるんですけども、当事者の声というのは、やはり聞いてほしいということが一番なんです。そういった、定期的な開催というのは未定かもしれないんですけども、引き続き研修とかコミュニティの対応を区としても続けていってほしいという、こちらは要望で終わらせていただきます。

○委員長 松村委員。

◆松村智成 委員 今、すみません、中嶋委員の発言からちょっとお話続けちゃって大変恐縮

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

で、ちょっと今いないんであれなんですけれど。L G B T Qの件で、以前研修の中で、ある団体さんが行った講演会で、台東区の議員は差別をする、これはゆゆしき事態だ。なくさなければならぬといった講演を行っていた事実がありました。今はその辺のほう、改善はされていますか。

○委員長 人権・多様性推進課長。

◎中里悠 人権・多様性推進課長 今、ご指摘いただいたのは、男女平等推進プラザのほうの講座だったと思うんですけれども、その講座の選定に当たっては、事前にきちんとどういう内容かというのを確認しながら行っておりますので、そういったことがないように進めております。

○委員長 松村委員。

◆松村智成 委員 実際、当日行ってみないと分からないというケースもありますし、それが内容によっては非常に見過ごせない部分があったりするケースもあります。そこについては、今後もまた慎重に進めていただければなというふうに思いまして、次に入りたいと思います。

同じ105ページと109ページにまたいでやらせていただきますが、まず、28番、人権施策推進にある同和対策協議会連絡相談員の報酬と並びに決算書109ページの各種団体助成において計上されている部落解放同盟東京都連合会台東支部への助成金について伺います。

これらの同和対策事業について尋ねると、区は大抵、いまだに差別に関する課題があるため残していると回答されます。しかし、国の特別措置法が失効して20年以上が経過している現在においても、いまだに特定の団体に限定した助成金を支出し続け、特別に別の相談員を置くといった特別扱いの枠組みを区はいつまで継続する方針なのでしょうか。本当にいまだに深刻な差別問題が存在し、それに対する必要があるというのであれば、同和対策だけを旧態依然とした別枠として残すのではなく、区のあらゆる差別、人権問題に対応する総合的な窓口に1つにまとめ、特定の団体に対する助成の在り方も抜本的に見直すべきだと考えますが、見解を伺います。

○委員長 人権・多様性推進課長。

◎中里悠 人権・多様性推進課長 今、松村委員のお話の中にもありましたけれども、平成28年に施行されました部落差別解消推進法では、現在もなお部落差別が存在するという認識の下、地方公共団体にはその地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応じるための体制の充実を図る努力義務が定められております。

区では、区民相談室において人権身の上相談を行っておりますけれども、同和問題に関する相談は歴史的な背景があり、相談の実施に当たっては、専門的な知識が必要だったり、相談者への細心の配慮が必要なことから、なかなか一般の相談窓口にはなじまないという点がございます。そのため、当面は、現在の相談体制を維持する必要があると考えております。

○委員長 松村委員。

◆松村智成 委員 歴史的背景とか理由は、いつまでもあるのは分かっていますが、またそ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

れでも特別扱いするのにも、物には限度があるんじゃないかなというふうには個人的に思います。

そこで、先ほど一番最初に申し上げました登録団体の実態等について、これも総括でお伺いしたいと思います。

最後、1個になります。同じ総務費の今度は116ページになります。9番、インターネット接続基盤というところですかね。

現在、役所から我々議員や外部へ送られてくるメールの添付ファイルには、毎回必ずパスワードがかけられ、別メールでパスワードが送られてくるシステムになっております。この運用に関して事前に所管に確認したところ、セキュリティポリシーに沿ってシステムを自動的に暗号化している。これをなくすには、メールサーバーの更新時になり、最短でも令和13年度になるとのご説明をいただきました。

このセキュリティポリシー等については、もう異論はありませんし、ただ、総務省からももう既に数年前にこれどうなんだという指針は出されていたものの、セキュリティポリシーの観点だと、また別のものということも理解はしてはいるのですが、現場の実態を申し上げますと、毎回添付ファイルにパスワードかけられてしまうと、外出先などでスマートフォンから確認することが大変困難で、やり方はあるというのは聞いたことあるんですけど、急ぎで内容を確認したい場合でも一々パソコンを開かなければならず、非常に効率が悪くて業務の妨げになってしまっております。

そもそもこの方式は、国や民間企業では、もう既に廃止が進んでいるというふうに聞いておりますので、セキュリティが大切なことは重々理解していますが、システム更新時までにはちょっとこの状態を待つのができそうにないので、システムがすぐに改修できないのであれば、例えば、別のクラウドストレージやチャットツールの活用をして資料を共有するなど、業務のスピードを落とさないような何か代替手段とか運用上の工夫はできないのでしょうか、教えてください。

○委員長 情報システム課長。

◎軍地亮典 情報システム課長 お答えいたします。先ほど松村委員のほうから、総務省の見解のほうのお話があったかと思うんですけども、そちらの見解につきましては、以前我々のほうで設定をしておりましたZIPファイルにそのままパスワードをかけて、それをお送りする形のものを禁止したほうがよろしいんじゃないかというものになりますので、現在我々が使っているシステムにつきましては、先ほどちょっとお話の中でもございましたが、オンラインストレージにファイルを保存してパスワードを送る形に変更になってございます。

今後、先ほどありましたように、メールサーバーの更改の際には、より利便性とセキュリティが高い製品がないかなど、製品の選定から行う予定ではありますが、現在のところ、いずれにしても、先ほどありましたセキュリティポリシーに基づきまして、ファイルの暗号化というものは必要になってくるんじゃないかと考えてございます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 村上委員。

◆村上浩一郎 委員 ちょっとこれ分かる方は分かるし、分からない方は分からないと思うんですが、要はZIPファイルそのまま送られてきたときに、パスワードと一緒に送られる現状というのは、分からないですよ、すみません。要は、これセキュリティ的によくないよね、どちらにしろ送られてきてしまうからということなんです、今、区でやっているのは、一度クラウドに預けて、そこから下りてきているから、そこは大丈夫だよということなんです、そもそもが使いづらいよねというところがあるので、そこをちょっと考えておいていただけたらうれしいなという、物すごく強い要望だけ出して、終わりたいと思います。以上です。

○委員長 ほかに質問よろしいですか。

中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 115ページの情報化施策の推進についてお伺いいたします。ちょっと全般的。よろしいですか。

情報化施策の推進、全般的なお話になるんですけども、DX全般に係る質問で、昨今、大企業でサイバー攻撃による情報漏えい事案が多発しているということをよくニュースで出ているんですけども、先ほどセキュリティのお話も早川委員からありましたけれども、区の環境には問題はございませんでしょうか。

○委員長 情報システム課長。

◎軍地亮典 情報システム課長 答えいたします。区の環境は、総務省の示している地方公共団体情報セキュリティポリシーガイドラインに沿って、重要な個人情報を扱いますマイナンバー利用事務系と内部的な情報を扱うLGWAN系、インターネット接続系を分離するとともに、インターネットの接続に当たっては、都区市町村情報セキュリティクラウドを利用することでセキュリティを担保してございます。また、情報セキュリティの脅威が増大している状況を踏まえまして、令和7年度は内部系システムの端末やアプリケーションのセキュリティ強化検証作業を実施し、導入に向けて検討を進めてございます。

さらに、今年度は、都が新たに始める、外部から見た脆弱性を調査するサービスにも積極的に参加する予定となっております。

今後も状況の変化に合わせて、引き続き情報セキュリティ対策の強化に努めてまいりたいと思っております。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 分かりました。

DXを推進する中で、区ではシステム導入、様々なソリューション導入がされておりますけれども、導入のプロセス、セキュリティをどのように担保しているかというところの部分、教えていただけますか。

○委員長 情報政策課長。

◎久我洋介 情報政策課長 新たなシステムを導入する場合、まず、各課においてシステム化

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

要望書という書類を作成いたしまして、庁内関係課で構成する会議体でその審議、検討を行い、導入可否の決定を行っているところでございます。その審議の中では、システム導入の必要性、またコストの妥当性、セキュリティについて検討を行いまして、特にそのセキュリティとコストについては専門性が高い内容になってございますので、外部の高度専門人材から専門的な助言を受け、適切な対策を取っているか確認しているところでございます。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 分かりました。

デジタルディバイド対策、情報政策課で行っているスマホ講座とかのほうにもちょっと伺いたいですけれども、団体の連携について伺いたいですけれども、私自身、ITボランティア虹の会で高齢者向けのパソコン、スマホの個別相談会を指導員ボランティアで月に一度行っているんですけれども、協力してくれている学生さんたちも多くて、学生さんの立場に考えると、就職活動に役に立つこと、また、高齢者の方からの目線ですと、様々な学びを得ることで、スマホ、パソコンはもちろんのこと、若い人ともお話しするだけで活力が湧くという、そういう方もいらっしゃるんで、こういうボランティア団体ってすごいたくさんあると思うんですけれども、情報政策課のスマホ講座でもそのような団体との連携をしてみることなどのお考えとかいうのはありますでしょうか。

○委員長 情報政策課長。

◎久我洋介 情報政策課長 情報政策課では、デジタルディバイド対策としてスマホ講習会実施しておりまして、委託事業者による集合形式と、あと会計年度任用職員による講師派遣方式で実施をしてございます。決算年度の稼働率90%で、アンケートでも8割以上の方から評価の声をいただいておりますので、現状、今の形式を継続していくことを考えてございます。

ご提案のそのボランティア団体との連携でございますが、相互に周知を行うといった形が想定されると思いますので、今後、関係課と情報共有や協議を進めてまいりたいと、そのように考えております。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 分かりました。

じゃあ、続きまして、117ページの情報システムの標準化についても教えてください。

情報システムの推進費が決算額のうち、最大項目は情報システムの標準化の12億4,914万6,000円です。内訳は、基幹系標準準拠システムの移行が4億5,059万3,000円、共通システムが2億1,921万9,000円で、プロジェクト管理費1億1,000万で、介護保険、障害者福祉、高齢者、選挙人名簿など、個別移行がそれぞれ8,000万円から1億円台となっています。一方で、健康管理の標準準拠システムの移行業務の委託料が1億8,735万3,000円は、翌年度の繰越明許費となっています。

国の標準化はベンダーロックインの解消と維持管理費の将来的な抑制が本来の狙いですが、そこで伺いたいですけれども、令和8年3月末時点で、一部のシステム移行は完了しており

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ますが、5つのシステムの標準化移行を繰り越した理由と、企画総務委員会でも報告ありましたが、完了予定の時期の変更等はございませんでしょうか。

○委員長 情報システム課長。

◎軍地亮典 情報システム課長 お答えいたします。令和7年度中に移行を予定していた健康管理システムなどの5つのシステム、こちら移行前のシステムベースでの数となりますが、こちらにつきましては、事業者の人材などのリソース不足を理由に、8年度以降に移行時期を見直しました。それに伴い移行業務委託契約の履行期間を延伸したため、令和7年度予算の繰越しを行いました。また、これらの繰越しを行ったシステムの移行予定時期につきましては、これまでの企画総務委員会の報告から、現時点で変更はございません。

なお、就学システムは9月24日から、標準準拠システムとして稼働を開始しておりまして、その他の4システムにつきましては、令和9年1月の移行に向けて取り組んでおるところでございます。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 いろいろな動きある中で、状況等はまた企画総務委員会での報告で確認させていただきます。

最後なんですけれども、101ページの職員費は、ちょっと……

○委員長 中嶋委員、結構時間、あと2つなかったでしたか。

◆中嶋恵 委員 はい、すぐです。

○委員長 すぐやるのね。

◆中嶋恵 委員 はい。あと人事課のやつで、職員費については、先ほど早川委員の答弁で伺ったので割愛させていただいて、1点だけ、103ページのテレワークの推奨だけ。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 コロナ禍が終わって、民間企業でもテレワークが定着してきていると思うんですけれども、完全にテレワークができる部署とできない部署があると思うんですけれども、職員のテレワークの取得状況について教えていただけますでしょうか。

○委員長 人事課長。

◎飯田辰徳 人事課長 お答えいたします。コロナ禍の頃と異なりまして、現在、テレワークにつきましては、家庭と仕事の両立がしやすい環境づくりを行いまして、時間と場所にとらわれない、柔軟な働き方を推進するために実施しているところでございます。実施状況なんですけれども、看護休暇ですとか介護休暇といったこととテレワークを併用するなど、やはり家庭と仕事の両立のために活用されている事例が見受けられるところ、また、eラーニングの受講ですとか、あと会議資料の作成など、集中して作業を行うためにも活用されているところがございます。

なお、テレワークを実施している部署としましては、いわゆる内部管理系の部署ですとか、育児や介護等を抱える職員が多い部署などの実施率が高い傾向がございます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 その環境づくりとか柔軟な対応というのはすごくありがたいお話だと思います。テレワーク、時間も有効に使えますし、庁舎もフリーアドレス化も進んでおりまして、どこにいても業務ができるスタイルというのは今後も続けていってほしいと思いますので、多くの方が取得できますよう、今後ともよろしく願いいたします。以上です。

○委員長 昼食時となりましたので、ここで休憩いたしたいと思います。午後は1時5分に再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

午後 0時06分休憩

午後 1時05分再開

○委員長 ただいまから、決算特別委員会を再開いたします。

○委員長 では、改めまして、質問がありましたら、どうぞ。

拝野委員。

◆拝野健 委員 111ページの総務費、1番、総務管理費の財政管理の契約事務について伺います。田中委員、先ほど入札の関係だったので、私は公契約条例についてお聞きしたいと思います。

公契約条例に基づいた労働報酬下限額については、主に区有施設の維持管理に令和7年度から適用されておりまして、人材の確保や行政サービスの質の担保が確保されるものと評価しております。一方で、これまでにほかの、大貫委員ほか秋間委員からも質問がありましたが、労働報酬下限額の対象となっていない業務について、影響や課題がないのかという点については、我々自民党としても気になるところであります。

特別区においては公契約条例の制定が進み、現在では20区近く、区が制定されており、労働報酬下限額の対象も画一的なものではなくなってきていると認識しております。様々な状況を把握した上で、必要に応じて対象となる業務も見直しを図っていくべきではないかと考えておりますが、現在の検討状況、何かあれば教えていただきたいと思います。

○委員長 経理課長。

◎田淵俊樹 経理課長 お答えいたします。労働報酬下限額を適用したことについての効果や課題、あるいは対象となっていない業務の影響や課題について、全庁的な実態を把握するため、現在、公契約条例施行に伴う運用状況調査を実施しているところでございます。まだ現在調査中ではありますが、こどもクラブなどについては、対象となっていないことで人材確保に影響が出始めているといった意見は所管から出されております。こうした調査結果や委員ご指摘の特別区の状況なども踏まえながら、対応については引き続き検討を進めてまいります。

○委員長 拝野委員。

◆拝野健 委員 報酬が全てではないと思うんですが、実態としては人材確保に影響が出始

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

めていることが確認できました。今後も引き続き検討いただいて、進めていただけたらと思います。要望で終わります。

続いていいですか。

○委員長 拝野委員。

◆拝野健 委員 続いて、115ページ、総務管理費の情報システム推進費、行政データの利活用推進、E B P Mの研修委託内容について伺います。

まず、令和7年度に実施した内容や対象について教えてください。

○委員長 情報政策課長。

◎久我洋介 情報政策課長 答えいたします。E B P M実践のためには、まず、論理的な思考、また合理的な根拠を活用して政策立案するための手順の理解が必要でございます。そのため研修は、問題の特定から原因の分析、課題の設定、解決策の立案など、一連の思考手順を身につける内容としてございます。また、効果的に学べるよう、動画で基礎的内容を学んだ上、政策立案を体験するワークショップを行う2段構成としております。決算年度は132名の職員が受講いたしまして、約9割が理解できたというような高評価であった一方、業務につなげられるか、役に立つかと感じた職員は約7割にとどまっているということで、ちょっと実務の活用には課題があると認識しているところでございます。

○委員長 拝野委員。

◆拝野健 委員 E B P Mは非常に重要な考え方で、いろいろな委員からも様々な意見があったことは把握しています。

統計局によれば、統計局の定義するエビデンスというのは、やはり段階が分かれていまして、見ると、事例報告だとか権威、いわゆる大学の教授だとか権威からの意見や理論というのは参考程度というふうになっていまして、調査データからが一応基本的にはデータとして用いられることが多いというふうに書かれております。

じゃあデータって何なのっていきますと、この統計の考え方ですとか統計調査のやり方、手法まで学ばなければいけないということで、結構抽象度の高いものになってくると思います。今、研修、ビデオ受講ですか、オンラインでもやられるということなんですが、A Iを使ったり調べ物をしたりしながら、どこかでまたE B P Mのやり方に戻ってくるような、何度も行ったり来たりしながら少しずつ学んでいけるものだと思いますので、そういった体制の構築ですね。今は期間が決まっている中でオンラインで学習ができるということなので、できれば、通年で戻ってこれるような場所があったほうが職員の向上にはつながると思いますので、検討をいただければと思います。要望で終わります。以上です。

○委員長 続いてどうでしょうか。

秋間委員。

◆秋間洋 委員 人事事務、ちょっとまとめて伺います。資料の1から14が全部人事事務関係であります。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

まず、一昨年、私、この委員会で、昨年ですね、出てきた資料で気になったのが、若い20代、30代の職員の離職問題ですね。今回を見ますと、そこではあまり増えているというのがなかったので、よかったなということを思いつつ、逆に、これ30代、40代、あるいは50代まで含めると、主任係長職が、これの離職がちょっとやはり気になるなというふうに思っているところです。

そういう点では、一昨年から昨年にぐっとその若い人たちの離職が増えた感覚は少し減ったんだけど、その辺はやはりこれからちょっと心配なところだなと思うんですが、その辺の問題ですね、理由だとか、あるいはどういうふうに考えているのか、課題等あるなら伺いたいと思います。

○委員長 人事課長。

◎飯田辰徳 人事課長 お答えいたします。30代、40代の退職が増えているところでございますが、主な要因としては、民間企業や他自治体への転職が上げられるところでございます。また、50代の話もちよっといただいたと思いますけれど、50代につきましては勧奨退職の方が多かったという状況でございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 今のは資料3に基づいたわけですが、逆に、資料の2、採用者数の推移を見ると、これは若手の職員、行政系Ⅰ類は、これだけ増えて採っているわけですね。こういう人たちが1年、2年、3年と重ねて、仕事の面白さとか、あるいは大変さとか、こういうもので葛藤しながら成長していくと思うんですね。

そういう中で、私、今、長いこと人材育成担当の課長、副参事、これが存在していないという事態というのは、これはやはり、これだけ採用しているんですから、彼らがやはり生き生きできるような、そういう環境にしていく人材育成担当というのは、きちんと課としてやはり置くべきじゃないかというふうに思うんですが、その辺については。課としては置いているのか、基本的には管理職1人きちんと置くべきだと思うんですが、その辺の認識というのはどうなんですか。

○委員長 人事課長。

◎飯田辰徳 人事課長 おっしゃるとおり、私が今、人材育成担当課長も兼務しているところでございます。

管理職のポスト数と同数の管理職がいることが理想だというふうに認識しております。ただ、現状見合っていない状況があるというのは、確かにそのとおりでございます。人材育成担当課長に限らずですが、どこのポストにも管理職を配置できるようにしていかなければいけないと思っております。職員の昇任意欲の醸成のために、入区の早い段階から研修やOJTを通じて働きかけていくとともに、職務・職責に応じた能力を身につけられるよう、組織的な支援体制の実現を図っていきたいと考えております。

○委員長 秋間委員。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◆秋間洋 委員 様々な要因があつて、先ほど民間だとか、確かにどこも人手不足、そういう業界あるし、そういう点ではいろいろ、言葉は悪いけれど引き抜きみたいな、引き抜きというんじゃないんだよな、いろいろ誘惑はあると思うんですね。ただ、やはりこの仕事やりがいあるなというふうに思えるためには、昨日も言いましたけれども、コンサルやAIや、そういうところだけでは、やはり逆にそういう一番妙味のあるところを奪ってしまわないかという、そういうところは、私はちょっと問題意識としては持っております。

もう一つ、そういう点で、労働環境でいきますと、有給休暇の取得、あと超過勤務の問題ですけれども、これは悪化しています、あと超過勤務は増加しています。これの原因、要因と対策について伺いたいと思います。

○委員長 人事課長。

◎飯田辰徳 人事課長 お答えいたします。まず、年休の取得状況でございます。こちら微減となっている要因なんですけれども、個別の特段これという理由というのは、まず見当たらないところでございますが、一方で、複合的にそういった要因になっているものかなというふうに考えているところではございます。まず、対策としましては、特定事業主行動計画において、年休の取得目標を、今年度から17日を18日に引き上げたというところでございます。これに向けて、各所属長により年休取得の推奨を行っているところではございます。

続きまして、超過勤務の増加要因のほうでございます。こちら業務が大変複雑・多様化していることや、選挙が3回あったことも要因の一つとしては考えられています。対策としましては、本年4月に正規職員を70名増としました。加えて、月1回の一斉定時退庁日も試行から本格実施とするなど、超過勤務の縮減に努めているところではございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 これちょっとあれなんです、いつも聞いていたんだけど、有休の取得というのは、23区ではどのぐらいの位置か出ますか。

○委員長 人事課長。

◎飯田辰徳 人事課長 少々お待ちいただけますか。

○委員長 人事課長。

◎飯田辰徳 人事課長 お待たせいたしました。年休の取得状況でございますが、23区でいきますと17位になります。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 前は相当下位にいたことが分かったんで、そういう点では少し盛り返したのかなというふうに思いますが、やはりこれは、1位を争うぐらいの状態にしてほしいなというふうに思います。

そういう点で、やはり病休、病気の休暇・休職、こういうものが非常に心配なんですけれども、資料9で見ますと、病気休職がちょっと増えたのは心配ですが、取得の平均日数は減っているというところ、あと、病気休暇は減っているのかな、横ばいか、ということなんで、引き

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

続き、心身ともの健康の問題については、やはり注視していただきたいなというふうに思います。

そういう点で、私、やはり、働いている職員の過重な、過重なというとまたあれですけど、やはり過重な、先ほども人手不足を訴えている組合員が88%いるという現状ですから、実態的には本当に何とかこれを緩和しなければいけないなと。DXの推進で、そういう点では一定のカバーはできるかもしれないけれど、なかなか役所の業務は人間相手のところも多いわけで、そういう点では、そうもいかない部分もあると。

特にやはり気になるのが、1階の戸籍住民サービス課の残業なんですよ。これはどうしたって5時15分までに区民の方の受付やれば、これは6時ぐらいまでになっちゃいますよね。私も帰るたびに見ていて、みんな仕事しているというのを本当に見かけて、何とかならないのかということ強く感じているところですが。

この辺については、墨田区はたしか5時に切り上げて、15分、これ大きな変化でありました。それで、この間、区民文教で視察に行ったところもたしかあれでしたよね、終了時間の切上げみたいなものを、たしか窓口の、たしかそういうふうに聞いているんですが。

そういう点で、やはり特に1階戸籍住民サービス課の窓口の終了時間の繰上げについては、検討みたいなのをしているんですか。

○委員長 企画課長。

◎川田崇彰 企画課長 お答えいたします。職員の働き方改革などを目的に、今出ました墨田区など他自治体で窓口時間を短縮する動きがあるということは認識しております。また、業務の効率化ですとか新規事業を考える、そういったことに取り組む時間を確保するためにも、窓口時間の短縮が検討項目の一つであると、我々も認識をしております。

本区におきましても、昨年度末、庁内各課に向けて、窓口業務の種類や内容、受付時間など、窓口に関する実態調査を実施しております。そこを踏まえまして、今年度より庁内で関係課長会設置をしまして、調査結果を基に、他自治体の事例なども参考にしながら、1階の窓口も含めて、庁舎の各窓口の時間短縮についてのパターン出しですとか、それに伴って生まれる課題ですとか、じゃあ、それに対する対応策どうしようかっていったことを協議するような状況でございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 これはぜひお願いしたいなと。区民サービスが低下するみたいな声もあるかもしれないんですけど、今これだけ窓口オンライン化も進み、様々なコンビニ交付なども進む中で、これはやればね、区民の人たちに周知する期間も必要だと思います。だけれども、これはできるというふうに私は思います。

あと、よく気になるのが朝、会計課から金庫をとというか、あの若手職員というかね、のあれって、ほとんどサービス超過なんじゃないですか。そんなことはないですか。

○委員長 人事課長。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◎飯田辰徳 人事課長 お答えいたします。

勤務時間をずらす制度がございまして、その中で15分ずらす制度を昨年度設けたところでございます。そういった対応をすることによって、超過勤務は発生しないというふうに認識しております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 そういうふうになっているの知らなかったんでね、それはよかったなど。何となく若い人がどうしても、順番、何かすごくなってしまおうというのはよくないんではないかと思いました。

あと今回の資料でいいますと、会計年度任用の問題であります。資料4からずっとですけれども、会計年度任用の全体像というのは、資料1見ていただければ分かるように全職員の32%か33%、この間推移していて、この年度は32.2%というふうになります。もう様々な部局に様々な会計年度任用の職員がいて、公務労働を担っていると。しかもこれ見れば分かる通り、非常に区民と直接接する、そういう福祉的な、あるいは教育的な部分で会計年度任用の職員が活躍しているわけですね。そして、そのうちの大体76%から77%が女性ということでもあります。そういう点では、この会計年度任用職員の処遇の問題あるいは会計年度任用を正規職員に引き上げていく問題、こういう問題というのは、私は区政の本当に大事な課題だというふうに思うんですね。その上でやはり私、台東区で気になる問題が幾つかあるので、伺います。

まず、これは、なくそう！官製ワーキングプア集会実行委員会というところが行った今年度の、2025年か、前年度の離職状況等の集計表というのを、首都圏で106自治体から回答が来しています。その中で台東区が残念ながら突出してしまっている問題が2つあって、1つは大量離職通知書の提出なんですね。これは、この会計年度任用職員というのは今、原則1年の契約というふうになっていますので、そういう点ではその方たちの再就職の支援、要は雇用保険の手続等に係る期間として大体1か月ぐらいを見て、その前にそれだけの離職が出てくるという可能性があれば、これは厚生労働省の通達でも通知でもハローワークに出さなければいけないとなっているんですが、台東区のアンケートの回答では不存在というふうになってんですね。作成を保有していないという回答なんですね。これは、やはり厚労省方針にも入っているんじゃないですか。

○委員長 人事課長。

◎飯田辰徳 人事課長 お答えいたします。

大量離職通知書につきましては、一月に30人以上の離職者が生じる場合、最後の離職者が生じる一月前までにハローワークに提出しなければならないというものでございます。こちら決算年度におきまして、本区では一月に30人以上の離職者が生じた事実はありませんので、大量離職通知書の作成等は必要がないと認識しているところでございます。

○委員長 秋間委員。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◆秋間洋 委員 それは、例えばだけれども、資料4を見ていただければ分かるんですけど、資料4じゃなかった、ごめんなさい。資料5ですね。会計年度任用の職員の公募によらない再度の任用者数及び採用選考実施状況というのを見ると、今、公募による選定というのは、これだけの数出ているわけですよ。公募によらない再度任用数等を見ますと、これ拮抗しているんですよ。つまり、この方はどうしたって職場に必要だからという形で、再度任用になる、あるいはなっても一応公募だけかけるとか、いろいろあると思うんです。いろいろとあると思う。ただ、公募の数がここでいえばですよ、この8年度の、今年の4月で採用者が150人か、応募者730あったわけですね。どのぐらいのというのか分からないけれども、やはり大体100人単位ぐらいのこれ離職者が出る可能性を区は見ているわけじゃないですか。であれば、これはやはり大量離職通知、結果がどうなるか分からないですよ。そのときに、今おっしゃったように1か月あるいは1か月を超えるかもしれない、2か月になるかもしれない。だけれども、少なくとも30人以上の大量離職は年度末にあり得るということはあって、これは結構地域、台東区はこれだけの人口ある区だから、あれですけども、地方などに行けば大変な数になってくるわけですよ、30人というのは。だから、そういう点では、やはり労働者を守るという意味では、これについては影響が出る可能性がありますと、今回これだけの公募の選定をしますというようなことは、やはり私は出すべきだというふうに思います。

あともう一つは2026年の3月、つまり、今年の3月に在職しており、再度任用を希望したけれども、その希望がかなわなかった職員ですね、これについて、区は、このアンケートでは不存在、作成を保有していないってなってますね。これというのはゼロというふうに解釈していいんですか。

○委員長 人事課長。

◎飯田辰徳 人事課長 委員おっしゃるとおりでございまして、令和8年3月の在職者で再度任用の上限回数に達した方のうち、再度公募により任用しなかった事例はございません。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 それであれば不存在と書くんじゃないくて、回答にはゼロって書くべきじゃないんですか。今度来たら、そういうふうにしたほうがいいと思うけれど、何か台東区目立っちゃって、この2つは。どうなんですか。

○委員長 人事課長。

◎飯田辰徳 人事課長 今の再度任用のところについては確かにゼロって書く感覚あるかなと思います。それについては今後検討させていただきたいと存じます。

◆秋間洋 委員 ほかの区はそう書いてあるしね。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 それはいいんですけど、あと、もう最大の問題は、公募を経ない再度任用ですね。これの上限回数、これを撤廃すべきだと思うんですが、幾つかの区ではもう始めています。そういう点は検討はどうなんですかね。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 人事課長。

◎飯田辰徳 人事課長 お答えいたします。

基本的に総務省におきましても、原則は、公募が原則というふうにガイドラインに要しているところでございます。そのため、私どもでは、令和6年度に、特段の理由がある場合は、各所属の判断において上限回数を超えた再度の任用も可能とする、再度任用上限回数に関する特例を設けております。こちらにおいて対応していくべきかなというふうに考えているところではございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 これは原則をルール化したほうがいいと思う、私は思っています。それというのは、もう民間では無期転用はもう常識的にやって、ただ、実際にはよくトラブルあるんですけれど、でも、なっています。そういう点では、やはり台東区、安定した職場をですね。もちろんいろいろな問題があれば、それを当然見直していくというのは大事なんだけど、やはり原則は再度任用を広げていくような方向の原則を確立していただきたいというふうに思います。

会計年度任用の最後なんですけれども、昇給だとか福利厚生も含めた処遇の改善、あとですね、これについて、権利拡充についてはどう考えているのか。

○委員長 人事課長。

◎飯田辰徳 人事課長 お答えいたします。

本区では、これまでも経験加算制度の導入ですとか病気休暇の一部有給化など、会計年度任用職員の処遇改善に努めてきたところでございます。引き続き職員が安心して働くことのできる職場環境の整備を図るため、必要に応じて処遇改善についても検討してまいります。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 この資料6ですね、これ会計年度任用職員の報酬の推移というのがあります。3年間、全く横ばいという職種も幾つかあります。私たちが一番卑近なというかあれなのは、例えば教育支援課のスクールソーシャルワーカーですね、これ物すごく力発揮していただいて、子供たち、保護者救っているわけなんですけれども、これが、令和6年度が25万5,300円と。あと令和8年がつまり、今年度なんですけれども、26万4,073円、これは去年と今年は一緒なんですけれども、金額は、だけれども、一応6年から8年比べると、3.4ポイント上がってはいます。

あともう一つ、学力向上推進ティーチャーは全く横ばいですね。昇給なしという状況ですね、教育委員会。

あと学校のこれ学校栄養士さん、これ24万5,000円から25万2,000円、これも去年とは同じだけれども、おとしに比べると、これは4.2ポイント上がっていると。しかし、この2年間の物価高騰、これは名目賃金ですから、実質賃金からすればどうなのかということになります。

あと厚生労働省が出している毎月の勤労統計調査なんですけれども、これでいいますと、この2年間見ると、これは大体6ポイントから7.8ぐらいの賃上げなんですね、名目賃金で。実質賃

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

金はほとんど上がっていませんよ、むしろ下がっている。ですから、そうすると、会計年度任用の方たちの給料というのは、実態的には、実質賃金的には下回っているということになるわけですよ。

じゃあ、どういう人たちが台東区の会計年度任用にいるのかって、私、これはさすがに調査していないんで言えないんですけども、これははむねっとという公務非正規女性全国ネットワークという、この方たちが調べたのでいいですよ、今、非正規、これ全国的な統計ですけども、家計で、会計年度任用の女性ですけども、自分の就労収入がなくなると家計が非常に苦しいと答えているのは54%、これ、もはや会計年度任用の女性の方たちはパートナーがいて、大黒柱がいたとしても、家計を支えている役割を果たしているんですね。自分の就労収入がなくとも家計維持は大丈夫というのは27%、これは意外にいるなとは思ったんですけど、そういうふうに答えていますね。そういう点では、やはり昇給、福利厚生、この問題については一時金が以前に比べりゃ入ったということは大きいですけども、しかし、やはり問題は言わざるを得ないと思います。

あと2つだけ人事の問題で言いたいのは、女性管理職の比率とジェンダー平等研修、この職場での女性の活躍という問題でなんですけど、女性管理職の比率、23区でどのぐらいなのかというのと、ジェンダー平等研修というのやられているのか。

○委員長 人事課長。

◎飯田辰徳 人事課長 お答えいたします。

まず、女性管理職でございますけれども、こちら令和7年4月現在でおきますと24.1%で、23区中4位になります。

続きまして、ジェンダー平等研修についてでございます。区では、採用3年目の人権研修、採用15年目、25年目の係員及び主任に行う人権研修の中で、性の多様性と人権を取り上げて、男女平等参画社会の実現に向けての現状や取組について理解を行う研修を行っているところでございます。このほか、特別区職員研修所で行われます採用1年目の職員や係長昇任時研修などにおいて人権に関する研修にも参加しているところでございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 そうですね、女性管理職の比率はなかなか上がらないですね。一時ね、最初に聞いたときに1位って言って、うおっと思ったんだけど、ずっと。ただ、4位というんだから別に下じゃないわけだけど、やはりこれ女性管理職ね、例のジェンダーギャップ指数の日本は114位というG7では最低、あとG7どころじゃないよね。たしかOECDでも下のほうですね、下のほうから2番目です。ですから、そういう点では女性、先ほど松村さんは違うって言っていましたが、これはもう客観的な事実として日本の女性の進出というのは、これは国際的な水準からすれば遅れていて、一番なのが意思決定できる位置に社会的な、ないところ、政治家の少なさというのもあるんですけど、そのようなのがあって、やはり女性管理職はそのメルクマールなんで、そういう点では、これはぜひ高めていっていただきたい

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

というのと、ジェンダー平等の研修では、私、ライフサイクルの中での女性の働き方ですか、やはり特に出産、育児、あと閉経ですね、その後の働き方というので苦しむという方多いわけで、そういう点では、その辺などもぜひ男性も含めた研修を、女性のトータルサポートといつかね、そういう感じでやはりやっていく必要があると、ライフサポートというのでやっていく必要があるというふうに意見だけ申し上げます。

最後なんですが、私、昨日もすごく感じたんで、ちょっと調べたんですけど、現業職なんですね。私も土木や都市づくり部、施設課、5階のフロアをよく回らせていただくんですけど、本当に70代の半ばぐらいでも頑張っている方本当にありがとうございますと、私も先輩に言いますよ。ただ、やはり技術現業職は、区は退職不補充という方針なんですね、これは。なぜ、何ていうんですか、その現業職の退職者を補充していかないんですか。

○委員長 人事課長。

◎飯田辰徳 人事課長 現業職員の退職補充についてお答えいたします。

少し遡るんですけども、平成12年に国は行政改革大綱を定めまして、地方行革の観点から、組織、機構の簡素合理化、定員管理の適正化等の行政改革が推進されるよう、地方公共団体に要請しているところでございます。その後、平成19年には、総務省より、技能労務系職員の給与について民間の労使と比較し、適正な給与になるよう通知がありました。それを受けて、東京都は翌、平成20年に技能労務系に関する総務省からの助言についてを通知し、その中で技能労務職の新たな採用ということで、退職不補充を基本とし、安易に採用しないこと、さらに業務が増え、増員が必要な場合は民間事業者を活用することとしたところでございます。そのような状況から、本区においても一部の職種、清掃を除きですが、技能労務系職員については退職不補充を原則としているところでございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 清掃は例外にしているのは、私はこれ、いいことだと思いますよ、本当に大事だと。というのは、様々な問題が清掃業務から見えてきます。ただ、土木職も、私は、本当に大事な区民のライフラインを支えている道路だとか公園だとか、造園、こういうところでいうと、本当に何ていうんですか、その方たちの経験と培った技術あるいは地域を本当によく知っている方ですね。例えばこのところで道路がへこめば、あそこ何年前にやられたよなど、そしたら、どうなんだというふうな人たちがいなくなってしまうわけです、その後五、六年もすれば。私は、公務労働というのは確かに今、政府や東京都もリストラ方針は言いましたけれど、一番大事なのは、公共を支える大事な財産なんだという角度でいえば、これはそういう方針に従っているといえ、それはそうなのかもしれないけれど、台東区、別にその方針に従わなくていいわけですよ。一番大事なのは何かと、今の区民にとってというところから見て、私は、やはり現業職をリストラしていくという問題というのは全体にね、5階だけじゃなくて、全体にやはり現場での仕事というのを、ホワイトカラー的な仕事はやって、何か現業の労働つちゅうのを公務労働から減らしていくというふうな流れになるとしたら、私はやはりこれは

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

逆立ちしてんじゃないかなというふうなことは申し上げておきたいと思います。

人事は以上です。長くなって、すみません。

○委員長 太田委員。

◆太田雅久 委員 113ページ、フリーアドレスモデル実施というところです。今年度もそうだし、その前の年度もやっていると思います。企画総務の視察でも行ったし、私の知り合いのフリーアドレスやっている企業の職場も見えたりもしました。例えばエリアの、何ですか、スペースの有効活用だったり、あるいはコミュニケーション、お互いにそれで活性化だったり、それからあともう一つは、じっくりと仕事をしたいとか静かなところで仕事をしたい。その仕事の種類によってやる場所が変わってきたりして、非常に有効な職場改善ということでもはやされていますが、この1年半、1年と何か月、4か月ぐらいは、半年が、半年か、やっていて、これ長くやると、いろいろな提案だとか、あるいは改善希望だとかいうのが出てきていると思うんですけれども、その辺のところはどうでしょうか。

○委員長 企画課長。

◎川田崇彰 企画課長 お答えいたします。

区では、職員の生産性向上と多様で柔軟な働き方の実現を目的に、フリーアドレスのモデル実施を令和6年の7月から企画課エリア、また、本年の4月からはこども家庭部、教育委員会、また、本年の8月からは環境清掃部と8階の情報システム、情報政策課、それぞれでモデル実施を拡充して進めてきたところでございます。

今、太田委員からおっしゃっていただいた課題の部分なんですけど、当初よく言われていたのが、管理職がどこにいるのか分からない、管理職に電話のつながるのがなかなか不便になったというようなお声はいただいたところでございます。また、職員についても、やはり捜さなければいけなくなったというような声はいただいたところです。その点について改善策というのは、例えば今は直通の電話を管理職は配置をするなど取り組んでいるような状況でございます。

◆太田雅久 委員 分かりました。

○委員長 太田委員。

◆太田雅久 委員 あと行ったときに席を見つけるのが大変だとか、そんな話もしていました。やはりこういう場所が得意な人はいますけれども、得意じゃない人もいると思うのね。そういう人たちがしっかりと仕事できるような環境を、しっかりフォローをしていただきたいということをお願いしたいのと、あと、これ働き方改革の一環でありますから、午前中出ましたDXのもろもろの推進と併せた全体的な働き方改革、いずれ3年後ですか、本格実施になると思いますけれども、そこ目指してしっかり頑張っていただきたいなというふうに思っています。以上です。

○委員長 高森委員。

◆高森喜美子 委員 私は、102ページの庁舎の維持管理というところでお伺いをいたします。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

台東区は歴史と文化のある地域でございまして、そういう意味では、区長も文化の振興など大変力を入れていただいている区なんですありますが、庁舎に入ってきて、そういう歴史性だとか、それから美的感覚だとか、そういう点では、ちょっと感じるところが少な過ぎるんじゃないかなというふうに思っております。リフォームいたしましてからもう十何年もたって、20年近くたっております、やはりそれが当たり前になっちゃっているところがありやしないかなというふうに思います。私たち、いろいろな役所に視察などで伺わせていただきますと、その地域地域にやはり誇りを持ってこのことを進めるんだというような、そうした印象をぱっと受けるような、そうした役所の在り方というものを感ずることがございます。そういう意味では、何とか庁舎の例えばエレベーターを降りた目の前、どこの階も同じように各階のお知らせみたいなのがあったり、いつまでも貼っているんだろと思うようなポスターが、営繕のポスターが貼られていたり、やはりもう少し感性を、感覚があるような、そうした庁舎になってもらいたいなと常々思っているところでございますが、課長はどんなふうに感じていらっしゃいますでしょうか。

○委員長 総務課長。

◎福田健一 総務課長 お答えいたします。

委員ご指摘のとおり、本区の特色でございまして歴史、それから文化的な要素など、庁舎に來られた区民の方々にお知らせをするような要素というのは、庁舎にとって必要な、重要な視点というふうには考えているところでございます。これまでは庁舎1階に台東アートギャラリー、それから展示スペースなど、そういった取組はしているところでございますが、手続等で庁舎に初めて來られる方々ですとか、そういった方たちに台東区のすばらしさを伝えられるような庁舎のレイアウトづくりは有意義なことというふうに捉えております。限りある庁舎のスペースでございますが、大事な時間を割いて庁舎に來られた方々をお迎えする心を持って対応ができるように、他自治体の庁舎なども参考にさせていただきながら、ちょっとそういう方向性で考えていきたいというふうに思います。

○委員長 高森委員。

◆高森喜美子 委員 今おっしゃったとおりで、今のまま、ずっと役所の庁舎を使っていくのであれば、やはり何十年に1回ぐらいはね、そして見直してみると。お金をかけてもう少しセンスのあるところに頼めば、それなりのことはやってくれますよ。そのぐらいのことは一つ考えていただきながら、見直していついていただきたいなとお願いをしておきます。

次に、107ページの生活安全啓発のところでお伺いをいたします。

今、区内の治安状況も必ずしもいいとは言えないなど。大きな事件があつて、ニュースでばんたび報道されるようなこともございました。そういうこともあり、また、特殊詐欺も、これもなかなかなくならないと。それから人をだまして、物を買わせようとかするような訪問型のそうした詐欺みたいなものも結構あるというふうに聞いております。そんな中で区も一生懸命、防犯設備などの助成をしたりしていただいていますけれども、特に特殊詐欺に関する被害額と

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

というのが、4つの警察署ごとに出ていると思うんですが、どんな数字になっているか、教えてください。

○委員長 生活安全推進課長。

◎國寄祐子 生活安全推進課長 被害額についてお答えいたします。これは、8月末現在の金額になりますが、浅草警察署が29件発生で2億2,300万の被害、上野署が8月末26件、4億6,100万円の被害、下谷署が22件、1億9,700万円、蔵前署が13件で1億5,600万円、計台東区では90件、10億370万円の被害となっております。

○委員長 高森委員。

◆高森喜美子 委員 本当に特殊詐欺をなくそうというキャンペーンをやったり、いろいろな手段を取っている割には、やはり今おっしゃっていただいたような数字が、被害が出ているというのは、やはりゆゆしき事態だなというふうに思っております。

私、デジポリスというアプリを入れておまして、多分皆さんもご存じだと思うんですが、このアプリを入れていると、ここのところで、例えば上野の東上野でとか蔵前でとか、あるいは浅草でとかいう地域をしっかりと指定をして、それで詐欺のやり口の内容までね。例えば警察官を名取る人からの電話が入っていますとか、そういうメッセージがこのデジポリスにも入ってくるわけですね。そうすると、自分の地域でなくても、ああ、こういう手口があるんだと、こんな電話がかかってきたら、それはもう用心しなければというふうなことで、特殊詐欺の手口の在り方も含めて、場所も含めて大変啓発になっているなというふうに思っております。このデジポリスの普及というのは把握しているのか、あるいは台東区でどれぐらいの人に使用してもらいたいという目標などはあるのかどうか、教えてもらえますか。

○委員長 生活安全推進課長。

◎國寄祐子 生活安全推進課長 お答えいたします。

デジポリスの区内でのダウンロード数というのは出ておりません。警視庁全体では、全員で200万件のダウンロードがございます。どれぐらいが目標かといいますと、やはりできるだけ多くの方に有用なアプリとして入れていただきたいと考えております。

○委員長 高森委員。

◆高森喜美子 委員 どちらかというと、こういうのの普及というのは一生懸命やらないとなかなか皆さんに知れ渡らないなと思っておりますので、いろいろな所管課と連携を取っていただいて、例えば高齢者の今スマホを一生懸命講習しているようなこともやっていますし、また、各企業さん、そういうところとも連携をしているわけがございますので、生活安全課だけで何とかしようと思っても、これは無理ですから、いろいろな所管と連携を取って、こうした詐欺の被害を少しでも減らすような、そうした取組を進めていただいて、その旗振り役になってもらいたいなと思っているんですけれど、いかがでしょうか。

○委員長 生活安全推進課長。

◎國寄祐子 生活安全推進課長 すみません、デジポリスを普及することについての重要性は

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

非常に強く認識しております。これまでも普及のため、広報たいとうや「生活安全ニュース」、高齢者スマートフォンの購入費の助成チラシにQRコードを載せたり、警察と協働して、町会の集まりや防犯イベントなどで直接デジポリスについて普及に努めてまいりました。特殊詐欺被害防止のため、国も警察庁推奨アプリを作成しており、今後も国や警察と連携し、区の主催する各種スマホ教室や、また防犯イベントなど、あらゆる機会を通じて普及に努め、犯罪抑止に取り組んでいく所存であります。

○委員長 高森委員。

◆高森喜美子 委員 よろしくお願ひします。

じゃ、次の質問に行きます。ああ、そうだ。ノーコードツールのライセンスについては、先ほど早川委員がしっかり質問をしていただきまして、私はよく分からない分野だったんだけど、よく分かりましたので、これは割愛いたします。

○委員長 よろしいですね。

◆高森喜美子 委員 次に、119ページ、徴収一元化事務についてお伺いをいたします。

徴収一元化つつうのはご苦勞の多い分野でございまして、滞納されている方、税金だとか保険料だとか、払わない方に対して払ってくださいねという督促をしていただいているところでございますので、それ本当にストレスの多い仕事かなというふうに感じておりますが、そこで滞納の金額とか、それから、それぞれの金額別の状況というのはどうなっているのか、教えてください。

○委員長 収納課長。

◎立石淑子 収納課長 お答えいたします。

滞納者の分布を見たところ、10万円以上50万円未満の割合が一番多く、44.4%となっております。5万円以上の滞納案件が滞納額全体の80%以上を占めているといった状況でございます。

○委員長 高森委員。

◆高森喜美子 委員 突出して、例えば多い滞納というのはあるんでしょうか。

○委員長 収納課長。

◎立石淑子 収納課長 先ほど申し上げましたとおり、10万円から50万円の幅で滞納されている方が一番多く、44.4%となっております。

○委員長 高森委員。

◆高森喜美子 委員 最高額ではどのぐらい滞納しちゃってんですか。

○委員長 収納課長。

◎立石淑子 収納課長 最高額で申し上げます。滞納というと、今、手元にあるのが500万以上ということで、滞納をされている方がおられる状況でございます。

○委員長 高森委員。

◆高森喜美子 委員 本当にそれだけ滞納するということは、それだけ収入があるからだろう

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

と思うんですが、そういうのは特殊な場合なんだろうと思いますが、前には強制的に手続を進めるようなこともあったと思っていますが、最近そういうことはあるのでしょうか。

○委員長 収納課長。

◎立石淑子 収納課長 滞納されている方で財産調査を進めていくんですが、財産があるにもかかわらず納めていただけないといった場合については、差押えということで進めさせていただいているところでございます。

○委員長 高森委員。

◆高森喜美子 委員 やはりそういうところは公平性に欠けますので、納めないでそのまま放置しておくというのはですね。なので、しっかりとやっていただければなど。ご苦労多いと思いますけれども、このことについては重要なことでありますので、取組を進めていただきたいをお願いをしておきます。

それは以上で終わりです。

あっ、人事事務はやったので、それで終了。

○委員長 よろしいですね。

村上委員。

◆村上浩一郎 委員 すみません、私は、109ページ、51番の法律相談についてちょっとお聞きしたいので、お願いしたいと思っております。

私、竜泉の事務所におりますと、地域の方々からいろいろなご相談事もありましてご対応させていただいているんですが、その中で今、行政の範疇を超えてしまっている、要するに司法の関係のご相談もこの頃多くなってきたなと感じている次第でございます。例えばどうしても下町ですので、信頼関係でお部屋を貸したと。そのときは現金のやり取りをしたとかで、相手が・・・か分からないということで大変その滞納で困っているとか、そういったご相談が何か多くなりまして、区の法律相談、本区のホームページをプリントアウトして、お渡しをして、ご紹介をしているところであります。

そこでちょっとお聞きしたいのがこの法律相談なんですが、今どうなんでしょう。増えているものなのか、ちょっとその辺教えていただければと思います。

○委員長 くらしの相談課長。

◎内田円 くらしの相談課長 お答えいたします。

法律相談の直近3年の実績で申し上げますと、令和5年度が1,266件、令和6年度が1,229件、令和7年度が1,283件ということで、相談件数に大きな変化はございません。

○委員長 村上委員。

◆村上浩一郎 委員 承知しました。それは、やはりですかね、相談件数に対する予約率や実際の利用率という観点から見るといかがでしょうか。

○委員長 くらしの相談課長。

◎内田円 くらしの相談課長 予約率につきましては令和7年度98.9%と、ほぼ予約で埋ま

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

っている状況でございます。一方で、直前のキャンセルですとか、ご連絡なくキャンセルされる方もいらっしゃるため、利用率は令和7年度88.5%となっております。

○委員長 村上委員。

◆村上浩一郎 委員 かなりニーズがあるなということは、ここで確認させていただけたわけですが、そういう意味で利用されていることが多いなということだ。それと受入れの体制を考えると、やはり枠数を増やすことは簡単ではないとは推測はしますが、近年どのような対応を取られたか、教えていただけますか。

○委員長 くらしの相談課長。

◎内田円 くらしの相談課長 平日にご都合がつかない方の相談機会の確保等を目的といたしまして、令和4年度に日曜法律相談を開始したところでございます。令和4年度から6年度は年に3回、7年度は年4回、そして8年度は年6回と拡充してきたところでございます。本事業は台東区法曹会に所属する弁護士が輪番制で相談業務を行っておりまして、相談体制については法曹会と十分協議をしながら拡充をしてきたものでございます。

○委員長 村上委員。

◆村上浩一郎 委員 分かりました。法曹会ね、弁護士の先生方のそういったご協力をいただいて、運営なさっていらっしゃるということがよく分かりました。ただ、今、やはり今まで我々が想像しなかったようなやり取り、ご相談事も多くなってくる、法律関係のことも増えていくなというふうに推測しておりますので、区としても、これにつきまして、できることであれば拡充をしていただきたいと要望だけさせていただいて終わります。

○委員長 よろしいですね。

ほかにございませんね。

(発言する者なし)

○委員長 以上をもって、本項についての審議を終了させていただきます。

○委員長 第2項防災費について、ご審議願います。

松尾委員。

◆松尾伸子 委員 122ページの初期消火のところで伺います。

感震ブレーカーの現在の、あれですね、実績と状況を教えてください。

○委員長 危機・災害対策課長。

◎小池雄太 危機・災害対策課長 お答えいたします。

区では、今、感震ブレーカーの無償配布事業を平成28年度より実施しております。昨年度ですが、令和7年度は簡易型タイプ40個を配布しております。また、今年度に入っておりますが、コンセント型というものを新たに導入いたしまして、今現在ですが、約60個程度配布しているところでございます。

○委員長 松尾委員。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◆松尾伸子 委員 感震ブレイカー、本当に対象地域、木造住宅密集地域ということで無償配布をしていただいている。工事費助成もやっていると思いますけれども、コンセントに関しましては、やはり装着しやすいということで進んでいるというふうには思っておりますけれども、やはり対象地域外の皆様からのご要望がたくさん寄せられているところでありまして、様々な要望が私のところにも来ているんですけれども、本当に通電火災を防ぐ、通電火災の怖さを知ったのが阪神・淡路大震災のときからで、そこから本当にずっともう足かけ何年、皆さんからずっと対象地域を拡大してくださいということでご要望が来ているかと思います。

特に集合住宅なんですけれども、やはり木造住宅密集地域は延焼を防ぐための対策ということで感震ブレイカーあるんですが、集合住宅に関しましても、最近ですと、本当にマンションの理事会とかでもそういう議題が上がっておりまして、各地域でも、私が住んでいるマンションでもご意見等伺うんですね。何で全体で広げないんですかという声もいただいております。本当に考え方が延焼を防ぐという観点での対策なんですけれども、集合住宅1軒が火事になってしまったら、やはり延焼してしまうという、そういう区民からの本当に率直な声がありますので、ぜひこれ引き続き、なるべく早い対応をご要望させていただきたいと思います。

また、今の区であっせん品があります。区として防災あっせん品を紹介していただいておりますけれども、そちらにも感震ブレイカーと、また、止水板とかも載っていたりして、最近ね、私もちょっと見かけたんですけれども、この購入状況というのは、区で何か報告とかいただいたりもしているんですかね。

○委員長 危機・災害対策課長。

◎小池雄太 危機・災害対策課長 こちらのあっせんにつきましては、葛飾福祉工場というところで販売しているものをあっせんしております。実績につきましては、報告、毎年いただいているところでございます。

○委員長 松尾委員。

◆松尾伸子 委員 購入状況って分かりますか。

○委員長 危機・災害対策課長。

◎小池雄太 危機・災害対策課長 品物の種類がたくさんございますので、例えば今お話にありました感震ブレイカーですと、前の年、令和7年度はゼロ個ということで報告を受けております。全体としては41個の発注があったということで聞いてございます。

○委員長 松尾委員。

◆松尾伸子 委員 そんなに高い価格ではないんですね。それをさらに安くしていてもゼロ件ということですね。あっせん品をホームページで紹介していただいているんですけれども、これがまだ知られていないということもありますし、私も機会があればご紹介もしているんですけれども、やはり皆さん、それよりも無償配布というところで望んでいらっしゃるのかなというふうにも思っております。

その中に止水板も載ってまして、会派のほうでも提案をさせていただいているところです。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

けれども、止水板は設置型だ、着脱式と固定型と、また、それで簡易型というのが3種類ありますけれども、簡易型の品物が載っていました。70センチ幅のものが4万5,000円ぐらいするんですね。やはり安いものではないんですが、備蓄していただくには、割と重ねられて、幅を取らないという、そして丈夫であるということで、各ご家庭でもやはり備えたいという思いがあるけれども、なかなか高くて買えないというところであります、あっせん品であっても4万5,000円。なので、やはり各地域で、練馬区なども簡易の止水板なども助成金が出ていたりとかしているんですね。台東区はまだそういう助成金の制度がないので、会派も提案させていただいているとおり、ぜひこれは進めていただきたいなというふうに思っておりますので、要望させていただきます。以上です。

○委員長 よろしいですか。続かなくて大丈夫ですか。松尾委員、続きやらなくて大丈夫ですか。

◆松尾伸子 委員 大丈夫です。

○委員長 じゃ、次お願いします。

早川委員。

◆早川太郎 委員 すみません、関連でというわけで、関連っぽくなっちゃっているんですけど、いいですか。今、松尾委員のほうから止水板の話が出たんですけど、私、ページ数としては125ページの安全で安心して住める建築物などへの助成のところ、ちょっとしゃべらせていただこうかと思っていて、本当に今年の夏もそれこそ各地で局地的な豪雨があつて、各地で本当に甚大な被害がもたらされてしまっていると。局地的な豪雨って本当にどこで起こっても今おかしくなくて、台東区においても内水氾濫がとてモリアルな脅威となってきているなって感じています。

区内を歩いてみると、半地下の駐車場とか、あと住居みたいなのが割と目につくんですけど、そういう意味では、松尾委員も簡易型のというのをおっしゃっていましたが、やはり対策を講じる必要が格段に上昇しているんじゃないかなって私も思っていて、今建てているものもそうですし、今後建てる建物があるとするならば、やはりしばらくは内水氾濫のリスクって下がないんだと思うんですね。やはりああいうことが本当にどこでも起こり得るということを前提に、まち、建物の造りをしていかなければいけないんじゃないかなって思っていて、既にもう今あるようなところに関しては、そのオーナーさんがしっかり対応を取っていくというところの意識づけというのもすごく重要なことなんじゃないかと。そういった意味で、そういう意識をより啓発していくという意味も込めて、設備としての止水板等の設置を促すために、費用の一部を助成するとか、そのような対策もしてもいいんじゃないかなと。内水氾濫に対しても安全で安心して住める建築物、そういったところへの対応を進めるべきではないかなと思っているんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○委員長 建築課長。

◎高木悦範 建築課長 近年、都内でも短時間の豪雨が増加しており、本区におきましても、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

局地的な豪雨による内水氾濫への備えは重要な課題であると認識をしております。止水対策につきましては、建築物の状況に応じた対策が必要であり、助成制度を設ける場合には、対象となる建築物や工事、止水の性能、費用などを十分に確認する必要があると考えております。都内の他区では、止水板の設置改修に係る助成制度を設けている事例がございますので、助成制度の検討に当たり、それらの実績や実効性などを情報収集し、検証を進めてまいります。

○委員長 早川委員。

◆早川太郎 委員 本当に大分前とは違うので、今は本当にその辺のリスクが上がってきているんでね、ちょっとしっかり検証して、どういう対策を取るかというのを考えてみてください。それで結構です。以上です。

（「止水板、関連」と呼ぶ者あり）

○委員長 止水板、はい、関連で。

高森委員。

◆高森喜美子 委員 今ね、皆さんが心配しているとおりで、内水氾濫もちろんそうだけれど、水害に対する対策というのが地震ほど取られていないなというふうに思っております。というのは、名古屋での水害もそうですし、それから千葉市での水害もそうですけれど、本当にあっという間に水が上がってきたというその恐怖を、被害に遭われた方々がテレビや何かのインタビューでも言っていますよ。だから、それだけ時間との勝負みたいな、そういうのが今の水害なんじゃないかなというふうに思っております。そういう意味では止水板、本当に重要なところで東京都もそれに対する補助をやっているようですので、そこはしっかり考えていただいて、より有効な防水対策というのもしやっていくべきではないかなと。これ、今までの土のうの関係だと道路管理課、それで今の住宅だと住宅課、じゃあ、肝腎要な区の施設、これに水が入ってきたら困るでしょと、これは施設課、いろいろなところで、この防水対策というのは必要なんですよ。だけれど、その総合的なところが何かなかなか見受けられないので、これに関しては総括でやろうかなと思っておりますので、このぐらいでやめておきます。

○委員長 分かりました。

続いて、どうぞ質問を。

望月委員。

◆望月元美 委員 123ページ、9番、防災行動力の向上の（2）防災意識の啓発のところにあります水害ハザードマップ等の作成業務委託料のところでお聞きします。これは、今年度にずれ込んだ理由を教えてください。

○委員長 危機・災害対策課長。

◎小池雄太 危機・災害対策課長 こちらの業務になりますが、もともとは水害ハザードマップ、防災地図、安全・安心ハンドブック等の改訂を行う内容の業務委託になっております。こちらの繰越しの理由でございますが、内水氾濫ハザードマップの基となる浸水の想定区域のデータについて、こちら東京都から提供を受ける予定だったんですけれども、年度末の令和8年

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

の3月に改訂されるということとなりまして、そのときの修正となったため、年度内の履行が困難となり、繰越しとなったものでございます。

○委員長 望月委員。

◆望月元美 委員 分かりました。

このハザードマップと一緒に、先ほども言いましたように、安全・安心ハンドブックも配布されたと思います。今回は在宅避難に重点を置いて改訂されたということですが、その経緯を教えてください。

○委員長 危機・災害対策課長。

◎小池雄太 危機・災害対策課長 こちら、まず発災時の避難所生活では、プライバシーが保たれないことや感染症のリスクが高いことなどから、区といたしましては、ご自宅が安全である場合には在宅避難をしていただきたいと考えているところです。また、近年、耐震性の高いマンションも増えており、在宅避難がしやすい環境が進んでいるということもございまして、今回の改訂に当たり、重点的に分かりやすい内容として記載したものでございます。

○委員長 望月委員。

◆望月元美 委員 分かりました。この在宅避難については、またいろいろ課題もあると思いますので、あとは総括でさせていただきます。

○委員長 続いて、どうぞ。

拝野委員。

◆拝野健 委員 125ページの23番、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化助成について伺います。

令和7年度決算で6,600万ぐらいで、助成6件なんですが、もともとこれ予算としては5億4,300万取ったものが最終補正で減額され、4億6,800万減額しております。令和8年2月の産建の委員会では、耐震化の目標達成は難しいという状況と、今年の4月から助成の拡充が説明されました。

その上で伺うんですが、まず令和7年度に見込んだ事業が実現しなかった理由について伺います。当初予算から特定、一般緊急輸送道路について、それぞれ何件ぐらい見込んでいたのか、また、実績6件との違いについて教えてください。もし分かればなんですが、見送られた案件、実らなかった案件がありましたら、主な理由や金額等あれば教えてください。

○委員長 建築課長。

◎高木悦範 建築課長 まず、令和7年度当初予算についてなんですけれども、まず特定緊急輸送道路ですが、補強設計を5件、耐震改修工事等を7件、一般緊急輸送道路は耐震診断を12件、補強設計を4件、耐震改修工事等を7件見込んでおりました。そのうち実績につきましては、特定緊急輸送道路は耐震改修工事等が1件、一般緊急輸送道路は耐震診断が4件、耐震改修工事等が1件となります。

続いて、金額につきましては、特定緊急輸送道路では、補強設計で当初からマイナス2,661万6,000円、耐震改修工事等が当初からマイナス2億7,455万7,000円、一般緊急輸送道路では、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

耐震診断が当初からマイナス2,236万1,000円、補強設計が当初からマイナス900万円、耐震改修工事等が当初からマイナス1億4,438万4,000円となります。

なお、理由なんですけれども、耐震診断につきましては、令和6年度に一般緊急輸送道路の耐震助成を拡充していることから、12件見込んでおりましたが、想定よりも申請件数が少なく、補強設計と耐震改修工事につきましては、物価高騰などにより改修や建て替えの計画が見直されたことで、耐震化延期は見送りとなったこと、テナント等の借家人との合意形成が難航したために、工期が遅れてしまったことが主な原因となります。耐震化が見送られた物件につきましては、引き続き個別に働きかけを行うなど、耐震化の促進に努めてまいります。

○委員長 拝野委員。

◆拝野健 委員 ありがとうございます。

それ、令和8年度の助成の拡充の効果についても伺わせてください。拡充後、相談や助成申請等々、どの程度進んだのでしょうか。先ほどの合意形成は難しかった等あったと思うんです。拡充によって実際に止まったものが動き出した例はあるのか、教えてください。

○委員長 建築課長。

◎高木悦範 建築課長 9月末における申請件数になるんですけれども、特定緊急輸送道路で耐震改修等が1件、一般緊急輸送道路で耐震診断が6件、補強設計が2件、耐震改修工事等が1件であり、耐震診断等補強設計においては、昨年の実績よりも2件ずつ増えております。また、一般緊急輸送道路の耐震診断の相談も数件受け付けておりまして、助成拡充により所有者負担が軽減されたことによる一定の効果は出ているものだと認識をしております。

○委員長 拝野委員。

◆拝野健 委員 これ、そもそもなかなか難しい事業で、お金もかかることなので、委員会で拡充決定した結果として進んでいるというのは確認できたので、すごくいいと思います。なかなか合意形成まで行って実際にというとなかなか難しい事業であると思うんですけれども、引き続き粘り強く頑張っていただけたらと思います。要望で終わります。

○委員長 次、どうぞ。

中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 123ページ、各種団体事業助成についてなんですけれども、台東区の各消防団それぞれ予算が組まれていると思いますが、内訳の詳細と用途について教えてください。

○委員長 危機・災害対策課長。

◎小池雄太 危機・災害対策課長 それでは、消防団への助成金の内訳と用途についてご答弁させていただきます。

金額につきましては、上野消防団が349万6,000円、浅草消防団が221万3,000円、日本堤消防団が229万8,000円でございます。

助成金額の用途ですが、例えばポンプのバッテリー交換ですとか装備品の修繕、消防操法審

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

査会や訓練等に要する経費に充てられております。以上でございます。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 大体3消防団、3団、大体同じぐらいだと思うんですけども、資機材、ポンプのバッテリーですとか訓練費用という助成ということは分かりました。その予算を、この使い道というのは各消防団ごとに任せている感じですか。

○委員長 危機・災害対策課長。

◎小池雄太 危機・災害対策課長 今ご指摘のとおり、各消防団のほうで決めて、その金額をお使いいただいております。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 分かりました。各消防団で有効に使っていただけたらと思います。

あと同じく123ページの防災行動力の向上の（1）のほうで区民の防災力向上なんですけれども、いつもちょっと私聞いているんですけど、防災士助成金制度を令和2年から制度が始まって、現時点までの累計実績について教えてください。

○委員長 危機・災害対策課長。

◎小池雄太 危機・災害対策課長 こちら防災士の資格を取得する際に、区のほうで助成をしている制度でございます。令和2年度の助成制度開始以来、現時点で合計23名の方に助成を実施しております。1回当たりの助成金額は6万3,800円となっております。以上です。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 ありがとうございます。23名、少ないながらも少しずつ増えていっているということは分かります。防災士助成金制度の活用には町会推薦というのが条件で、町会に入っていない人にはなかなかハードルが高いというのは感じているんですけども、以前からこれも申し上げておりますけれども、町会に入っていない人から相談されたときは、区がつなぎ役としていただけるということの認識でよろしかったでしょうか。

○委員長 危機・災害対策課長。

◎小池雄太 危機・災害対策課長 まれに町会に入っていないんだけどというご相談がございます。その際には町会にご加入いただくとか推薦をお願いしているんですが、ちょっとつてがないとか、そのようなお話があれば当然紹介させていただいているというところでございます。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 分かりました。ありがとうございます。まだまだ多くの資格取得の方を増やしていきたいと思いますので、引き続きお願いいたします。

あと防災士資格取得者のキャリアアップ研修なんですけれども、私も毎回参加させていただいておりまして、昨年度も大変ご好評いただいております。今後も定期的にキャリアアップ研修の開催というのは、予定はいかがでしょうか。

○委員長 危機・災害対策課長。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◎小池雄太 危機・災害対策課長 名称ですが、令和7年の3月にキャリアアップ研修という名前で実施してございます。その後、令和7年度は防災指導者講習会の中で、また、令和7年度11月には地区防災計画セミナーという形で実施をしております。また、今年の8月には同じく地区防災計画策定の支援についてのセミナーということで実施しております。名称はいろいろな形でやってありますが、防災士の方に区の施策のご紹介だとか知見を積んでいただくような取組というのは引き続きやっていきたいと思っております。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 分かりました。防災士同士のいざというときに横のつながりというのは本当に大切なコミュニティだと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

（「ちょっと関連ですね」と呼ぶ者あり）

○委員長 拝野委員。

◆拝野健 委員 ちょっと防災士、もう1回聞きたいんですけど、助成の対象としては全てに該当するって、避難所運営委員か、地域の自主防災組織か、消防団か、もしくはそれから団体の推薦を受けた方になっていると思うんですが、今の説明だと、そうじゃなくてもという言い方だったんですけど、もう1回聞いていいですか。

○委員長 危機・災害対策課長。

◎小池雄太 危機・災害対策課長 助成を受けたいんだけど、入っていないのでということなので、その際は加入していただく必要がありますのでということで、あくまでも加入、所属、推薦が条件でございます。

○委員長 拝野委員。

◆拝野健 委員 分かりました。そうですね。加入してから推薦を受けて申請しないと、知識だけあって、どこで、じゃあ、それを発揮するかというところが出なくなってしまうので、そこだけ確認できれば大丈夫です。ありがとうございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 豊島区とか板橋では、止水板の補助はこの3回定例会に補正で組まれていますので、そういう点では、止水板補助は皆さんからも出ましたけれども、これはぜひやるべきだというふうに思います。今年の夏、去年もそうですけれども、この異常な集中豪雨、これを踏まえて、やはり水防計画、内水氾濫ですけれども、の水防計画ですけれども、被害想定だとか対応方針、これを見直すべきではないのかと思うんですが、いかがですか。

○委員長 危機・災害対策課長。

◎小池雄太 危機・災害対策課長 まず、現在の方針ですけれども、区では風水害対応方針を策定し、それに基づいて避難等と呼びかけております。昨年度、防災気象情報が改正されたこと、あと今後、本区としては荒川の氾濫を想定した大規模水害の広域避難計画を策定する予定でございますので、今後そうした内容も反映する必要があると考えておりますので、それに併せて方針の見直しはしていきたいと考えております。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

また、被害想定ですが、現在の内水氾濫ハザードマップは、これまでに国内で観測された最大規模の降雨を前提とし、東京都下水道局からデータの提供を受け、策定しております。そのため、区独自で見直すことは現時点では難しいと考えております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 そうすると、この間の集中豪雨の規模というのは、今の確かに台東区ではどこかがこんなになっちゃったとかいうのはなかったから、なかったようですね。だから、そういう点でよかったんですが、杉並だとか練馬か、板橋か、ああいうところで幾つかありましたよね、内水氾濫で大変な状態になったというのは。あれは東京都の今ある想定の内だったんですか。

○委員長 危機・災害対策課長。

◎小池雄太 危機・災害対策課長 今の想定 of 具体的なものでいいますと、総雨量が690ミリ、時間最大雨量は153ミリということで、かなりの量になっております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 ちょっとこの間のは、そこまではいっていないんですよね、もちろん。それだけいったら、すさまじいなというふうに思いますのでね。ただ、今、荒川だとか、あるいはここだと神田川、神田川でしたか、日本橋川か、あれとか、あるいは一部、石神井川の流れもあるのかな。ですけれども、そういうところというのは、台風だとか、事前に3日前、4日前に想定できるような、そういう雨の対策と、あと全くもう下手すりゃ朝分かんなかったような夕方、朝どころじゃないですね。もう午後2時に分かんなかったのが6時に降っているとかね、そのような、今は集中豪雨じゃないですか。だから、そういう点ではやはり最大の降雨量に対する今はマップになっているということであれば、それはそれでいいんですけども、この間はそこの規模にもならなくても幾つかのところでは氾濫しているということがあったわけで、そういう点では、東京都が想定しているから大丈夫だということにはならないんじゃないかなと思います。

ただ、非常に具体的に考えると、一番被害が想定されるのが1階に住んでいる避難行動の要支援者の方たちですね。避難行動要支援者の方たちはもう既に地震の対策のときの一応対策、担当者とか、あるいは民生委員さんや町会や、そういうところが共同で共有している情報があるということにはなっていると思います。ただ、この内水氾濫の場合には、その中でも1階に居住する方で、そして、その家で2階があるかとか、あるいはもっと高いところに行けば大丈夫だとか、それぞれの状態で違うじゃないですか、その人の住み方で。障害のある人は車椅子だったらどうだとか、そのような、あるいは擁壁のそばにいる避難行動要支援者はどうなのかとか、そういう点では、地震のとき以上にピンポイントで支援の具体化がしやすいと思うんですが、その辺についてというのは考えているんですか。

○委員長 危機・災害対策課長。

◎小池雄太 危機・災害対策課長 今、委員からご指摘がありましたとおり、現行の避難行動

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

要支援者対策につきましては、確かに避難情報ですとか自宅外への避難を前提とし、例えば内水氾濫の際に自宅の上に避難するですとか、そういったところを前提に想定した考えで進められているものではないとは考えております。しかしながら、実際に1階に居住し、かつ2階以上への避難が難しいという方は一定数いらっしゃることは想定されますので、今後、避難行動要支援者対策の事業、いろいろな課題があり、工夫をしながら進めているところですが、その中でもそうした避難についても検討課題の一つとして位置づける必要があるかなとは考えております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 ぜひ、非常にこれピンポイントで分かることで、データベース化すれば救える高齢者や障害者、必ずいると思いますので、そこはお願いしたいというふうに思います。

あともう1点ですけれども、125ページというか、これ、あれがないんだな、事業項目ないんですけど、昨日、一番最初に申し上げたジェンダーの視点なんですね。防災でのジェンダーの視点というのは、一番言われるのがどうしてもやはり避難所運営のところですよ。避難所運営協議会とか、あるいはそういうところへの女性の参加については、どんな感じなんですか。

○委員長 危機・災害対策課長。

◎小池雄太 危機・災害対策課長 避難所運営委員会への女性の参加になりますが、現在は町会からの選出による避難所運営委員会ということになっておりますので、多くの避難所では女性部長の方が構成員になっているというところがありますけれども、一定数の数にとどまっているものとは考えております。今後、避難所運営について具体的な今検討が進んでいるところですが、こういうものが進めば進むほど、より実際の現場の女性からの視点が必要になるとは考えられます。今後は運営委員会の女性の参加についても積極的に呼びかけていきたいと考えております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 非常に大事なことで、よろしくお願いしたいと思います。

あと避難所でいうと、やはり乳児とか女性への物資の備蓄ですよ。このようなものがありますけれども、この年度は進んだのかどうか、ここについて伺いたいと思います。

○委員長 危機・災害対策課長。

◎小池雄太 危機・災害対策課長 物資の備蓄についてですが、令和7年度については、その前年、令和6年度にかなり女性や乳幼児向けの備蓄を拡充したため、7年度については新たな備蓄は行っていないところです。ちなみに6年度には液体ミルクですとか乳児用の爪切り、ワセリン、生理用品、授乳服セット、全サイズのおむつを備蓄したところです。また、今年度は女性用の衛生用品、新たなものを拡充する予定となっております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 たしか委員会でもかなりの備蓄が報告されていて、すごいなというふうに前年は思いましたよね。だから、そういう点では、さらに言ったら、この視点は大事にしてほし

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

いというのと、あと最後ですけれども、防災施策全体でジェンダーの視点からの政策的な課題については、今、区の認識はどうなんでしょうか。

○委員長 危機・災害対策課長。

◎小池雄太 危機・災害対策課長 災害時の被害を最小限に抑えるためには、特に社会的な要因による災害時の困難を最小限にする取組が重要であります。そのためには、人口の半数を占める女性の視点からの災害対応は必須であるというふうには考えております。取組の具体的な例ですと、昨年度、台東区の災害時トイレ確保・管理指針を策定したところですが、その際には配慮を要する女性だけでなく、障害者などの方からアンケート形式でご意見をいただいております。その内容には男女別トイレの確保ですとか、施錠ができるトイレに関する意見があったことから、今年度はそうした安全性に配慮した鍵のかかるタイプのマンホールトイレを導入する予定となっております。こうした区議会の委員会の場でもそうした議論、ジェンダー視点からの意見もいただいているところですので、防災施策を推進するに当たり、引き続き配慮を要する、女性を含めた、いろんな方からの意見を反映できるように努めていきたいと考えているところです。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 以上です。

○委員長 村上委員。

◆村上浩一郎 委員 私は、122ページの6番、初期消火体制の強化ということでお聞きしたいと思います。

ちょっと前になりますけれども、私のほうで地元の飲食店さんから実は出火した。そのときに、お店の消火器もありましたけれども、区の設置してある消火器がお店の真ん前にあった、それを使って鎮火したという事例がありました。そのことによって、私も、この初期消火という体制というのが大事だということを強く認識させていただいたわけですが、今、区の設置ですとか町会等消火器設置していると思うんですが、いろんな区民の皆様から何かそういったご要望ですとか、そういったものがあつたなら教えてください。

○委員長 危機・災害対策課長。

◎小池雄太 危機・災害対策課長 今現在、区で管理している消火器と町会で管理している消火器、合計で、現時点では5,936本ございます。このご意見ですけれども、例えば撤去に関する意見ですと、住宅の壁に収納箱を取り付けられているので、撤去してほしいですとか、家の工事をするので、撤去してほしいなどの意見がございます。また、要望については、消火器の箱がぼろぼろなので、交換してほしいですとか、そういった意見はございます。一応区といたしましては、おおむね100メートルに1基程度は設置したいと考えておりますので、要望があったからといって必ずしも撤去するものではございません。また、消火器を、例えばご自宅にある消火器などを隣の家だとか他人のために使用された場合は、区のほうで補充をさせていただいておりますので、積極的に何かあれば使っていただきたいと考えております。以上です。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 村上委員。

◆村上浩一郎 委員 ありがとうございます。先ほど今、課長がおっしゃった、会派で話したときに、富永委員がご自宅の近くに火事があったて消火しに行ったんですが、そのとき、その補填をね、補充どうするのかということでもちょっと疑問がありましたので、ご質問させていただきました。そういう意味では、ご家庭のも区で補充していただけるということは大変ありがたいということで、ここ、もうちょっと深掘りしたいので、総括でよろしく願いいたします。以上です。

○委員長 高森委員。

◆高森喜美子 委員 私、124ページの帰宅困難者対策の推進というところでお伺いいたします。

帰宅困難者対策というのは、基本的には東京都の役割になっていると。3.11のときに多くの帰宅困難者が出て、本当に道路はあふれかえり、車の通行も困難になるような状態になってしまいまして、あのときはちょうど金曜日だったんで、土日にかけて家に帰りたいという人が多かったということもあったかと思いますが、その後、帰宅困難者については、東京都全域で東京都がしっかりとその対策を取るということに決まりましたよね。それなんで、台東区としては、現場で困っている帰宅困難者の方々をどうさばいていくかという点は、観光客の多い台東区でありますので、特に浅草、上野でこうした訓練がされていることは有意義だというふうに思っておりますが、さはさりながら、東京都全体の帰宅困難者の対策というのがどういうことでどういうふうに進められているのか、なかなか見えてこないと思っております。区としての認識はどうでしょうか。

○委員長 危機・災害対策課長。

◎小池雄太 危機・災害対策課長 東京都のほうの役割ですけれども、令和5年度に帰宅困難者の対策実施計画というのを改定しておりまして、一斉帰宅抑制の推進ですとか帰宅困難者対策オペレーションシステムの開発や一時滞在施設の確保などの事業を展開しております。先ほどご案内ありましたが、区のほうでは確かに現場として誘導の訓練ですとか民間施設との協定により一時滞在施設の確保に努めているところです。あと本区といたしましては、ほかのターミナル駅に比べ、大規模な収容施設、ホテルなどが不足していることから、その辺りは東京都にご協力いただいて、都有施設でのさらなる受入れですとか、あるいは民間施設の確保などについても協力してやっていきたいと考えているところです。

○委員長 高森委員。

◆高森喜美子 委員 確かに各企業さんなどは、企業の事業の時間帯の中で、そうした大きな地震が発生して帰宅できないというようなことになれば、それぞれの企業の中で過ごしてくださいと、すぐに帰ることは考えないでくださいというふうな決まりになってきて、各企業では、それぞれの従業員の分の食べるもの、寝るところなどの準備をしておいてくださいねということになっているのは承知しているんですが、それがどのぐらい徹底されているのか、どのぐら

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

いの規模の会社まではそういうことができているのか、なかなか分からない状況にあると思っています、それが一つ。

それからもう一つは、東京都として、例えば観光客とか来街者、その方たちはどこへ行ったらいいか分からない状況になるわけで、そのときに東京都が持っている施設、例えば上野にある東京都の美術館であるとか音楽堂であるとか、そういうところを使っていいですよということになってんのかどうか。また、そうした帰宅困難者の方々のための食料であるとか寝具であるとか、そうしたその場、一晩過ごすのにも必要なものがどこにどれだけ備蓄されているのか、区と共有しているんでしょうか。

○委員長 危機・災害対策課長。

◎小池雄太 危機・災害対策課長 区内にある都有施設で今、お話ありますけれど、例えば美術館ですとか、そういったところは一時滞在施設として指定されておりますので、東京都のほうでも受入れはしていただけるということは聞いてございます。ただ、受入れ人数ですとか、その辺りの詳細なところはまだ情報をいただけていないところでございます。以上でございます。

○委員長 高森委員、備蓄の状況とかは。

◆高森喜美子 委員 備蓄品は。

○委員長 危機・災害対策課長。

◎小池雄太 危機・災害対策課長 備蓄につきましても、人数分が分かりませんので、こういったものをどれくらい用意しているかというのも聞いてございません。

○委員長 高森委員。

◆高森喜美子 委員 分からないっていったら、それは分からないですよ。そのとき、どれだけの人が来ていて、どれだけの人がそうした必要性になるのかなんていうのは、万が一のときの人数を把握するなんていうのは分からないに決まってるですよ。それを、さはさりとは、用意しておかないわけにいかないわけですから、そこはきちりとこのぐらいの規模だったら、こうします、こういうところにこのぐらいの食料やそうした備品がありますというぐらいのことは、ちゃんと区と都で共有をするなり、そういう計画性を持って進めていくなりしていただきまさんと、東京都の役割は結局何だったのということになっちゃいますよ。そこははっきりしてもらいたいんですけど、どうでしょうか。

○委員長 危機・災害対策課長。

◎小池雄太 危機・災害対策課長 失礼いたしました。受入れ人数につきましては、広さのスペースがありまして、それで区としては、区と民間の施設でまず約5,000程度ということで受入れスペースがある状況です。ただ、東京都については、その受入れスペースでどれくらいの方を受け入れていただけるかというところが情報をいただけていない状況ですので、今お話ありましたとおり、そうした受入れ人数ですとか、こういった備蓄がどれくらいあるのかですとか、そういったものは必要な情報だと思いますので、東京都のほうに情報を提供いただけるよ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

うに働きかけていきたいと思います。

○委員長 高森委員。

◆高森喜美子 委員 そこは肝腎なところなので、これだって3.11のときにそういう経験をしているわけで、それを踏まえて、そうしたことを進めていくことになっているわけなので、遅いにも程があるなと思っておりますので、しっかり進めてください。以上です。

○委員長 よろしいですね。

(発言する者なし)

○委員長 以上をもって、本項についての審議を終了させていただきます。

○委員長 第3項徴税費について、ご審議願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 以上をもって、本項についての審議を終了させていただきます。

○委員長 第4項戸籍及び住民基本台帳費について、ご審議願います。

拝野委員。

◆拝野健 委員 132ページ、戸籍事務の3番、氏名の振り仮名法制化対応について伺います。どこか、すみません、見つからない。あった、あった。

令和7年度の決算額で1億805万ということで、戸籍の付票の旧氏名、旧氏等記載に伴うシステム改修費5,133万、翌年度繰り越しております。本年3月2日の区民文教委員会においては、最終補正1億1,348万円減額しております。この理由は契約差金によるものと説明を受けておりました。その上で伺うんですが、まず当初の積算と契約に大きな差が生じた理由について伺いたい。なぜ契約差金は生まれたのか、教えていただけたらと思います。

○委員長 戸籍住民サービス課長。

◎小林元子 戸籍住民サービス課長 お答えいたします。

氏名の振り仮名の法制化の予算についてでございますけれども、当初、国から各自治体へ具体的な作業内容が示されておりましたが、その後、段階的に詳細が示されてきた段階でございます。例えば国のコールセンターや専用ホームページは設置するので、各自治体については規模を縮小するような具体的な仕様が示されてきて、区の具体的な仕様が決まってきたというところでございます。その結果、想定より業務内容が縮小したこと、また、入札の結果などにより予算額と契約額に差が生じたという状況でございます。

○委員長 拝野委員。

◆拝野健 委員 最初はすごいざくっとしたということなんです。大きく何でもやりなさいみたいところから、やっと分かってきてという、実際に契約がそうなったということです。分かりました。

その上で、通知から戸籍の記載の実施状況についても伺います。台東区に本籍がある方の通

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

知については、発送数、不達数、不達への対応状況等を教えていただければと思います。

また、あわせて、届出によって記載した人数と市区町村職権で記載した人数、また、記載できていない人数を、それぞれ集計時点で、もし分かれば教えていただけたらと思います。

なお、区のホームページだと職権による記載は今年の9月頃の予定とされていますので、多分だんだん終わったぐらいなのかなと思っているんですが、国外転入等による、国外や転入等による未記載者や通知書の内容を確認するのが難しかった方にどのような案内と支援を行っているか、教えてください。

○委員長 戸籍住民サービス課長。

◎小林元子 戸籍住民サービス課長 戸籍の今回、台東区における本籍がある方への振り仮名の通知でございますけれども、令和7年の8月7日から発送を開始いたしまして、発送数は14万4,829件でございました。また、そのうち不達者が926件でございました。不達の通知につきましては、国からは再送を要しないと示されておりまして、区といたしましては、転出状況を確認し、243件の方に再通知を送らせていただいている状況でございます。

また、続きまして、振り仮名の届出でございますけれども、令和7年の5月26日から令和8年の5月25日までの間に合計2,139件の届出がございました。また、この1年間に届出のなかった方につきましては、令和8年の9月に一括記載を行いまして、現在、集計作業中でして確定値ではございませんけれども、39万1,082件の戸籍記載を行っております。実際の作業といたしましては、令和8年の9月5日から22日の休日の6日間を使用いたしまして、市町村長による一括記載を行い、台東区の作業は無事終了しております。

また、ご質問のあった国外転入につきましては、把握したときにその都度、仮の振り仮名の通知を発送するなど、できる限り多くの本籍の方に通知をご確認いただけるよう努めているところでございます。また、市町村長による記載をされた方については一度に限り、家庭裁判所の許可を得ることなく、区への振り仮名の変更届が行えますので、通知の内容の確認ができなかったこと等のお問合せは、あった時点で引き続き丁寧に対応していく予定でございます。以上でございます。

○委員長 拝野委員。

◆拝野健 委員 何かうまくいっているんだろうなというのは聞いていて分かりました。

最後に、もう結局事業はもう少ししたら終わると思うんですけれども、誤った記載があった場合の対応はどのようにされていくのか、また、そのご案内状況はどうなっているか、教えてください。

○委員長 戸籍住民サービス課長。

◎小林元子 戸籍住民サービス課長 先ほど申しましたように、一括記載につきましては、戸籍情報システムに登録された仮の振り仮名のほうのシステム上の処理により戸籍に記載するものでございますけれども、現時点で通知された振り仮名や変更届が出された振り仮名と異なる振り仮名が戸籍に記載されているとお問合せはございません。万が一そのようなお問合せが

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

あった場合には、通知した仮の振り仮名を確認するとともに、管轄法務局と対応を協議し、適切に対応していく所存でございます。

○委員長 拝野委員。

◆拝野健 委員 分かりました。以上です。ありがとうございます。

○委員長 松尾委員。

◆松尾伸子 委員 133ページの6番のおくやみコーナー運営ですけれども、昨年途中から実施していただいて本当によかったなというふうに思っておりますが、昨年ちょうど1年たっておりますので、実績を伺いたいと思います。

○委員長 戸籍住民サービス課長。

◎小林元子 戸籍住民サービス課長 令和7年度のおくやみコーナーの利用実績でございますけれども、146件の実績がございました。また、コーナーを利用しないまでも、相談など、亡くなられた状況などが事前に知りたいのようなお問合せがございまして、合計すると399件の実績がございました。

○委員長 松尾委員。

◆松尾伸子 委員 当初の予想というか、予約枠の達成率みたいなものというのはどのぐらい入っていますかね。

○委員長 戸籍住民サービス課長。

◎小林元子 戸籍住民サービス課長 1日4件の枠がございまして、週3日の予約相談日を設けておりまして、予約枠といたしましては、令和7年中につきましては452枠ございました。そのうち実績が146件でございましたので、稼働率は32%程度となっております。

○委員長 松尾委員。

◆松尾伸子 委員 大事な方が亡くなられたときに、ご親族が、ハンドブックもよくできていますので、それを見て、もう自分でどんどん回れる方もいらっしゃるんですけれども、やはり役所を回ることに對して敷居が高いと思っていられる方もいて、本当に寄り添っていただけるサービスですので、本当にどうしたらいいか分からない方にとってはとても大事なところでもあります。お問合せが399件あるということですので、本当にその問合せの段階から、もう丁寧にしっかり誘導していただけると助かるなというふうにも思っております。また、コーナー、せっかくなつくっていただいたので、そこで実施していただけるような形でぜひ、そのときの対応をしっかり工夫していただいて丁寧に進めていただきたいなと、頑張りたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

（「関連で」と呼ぶ者あり）

○委員長 松村委員。

◆松村智成 委員 今、松尾委員がおっしゃっていたおくやみコーナーに関しては、非常によかったという声が多く届いてはいるものの、実はちょっと件数は先ほどお聞きしましたので、ここは省きとしまして、開設当初は区民葬の手続きがおくやみコーナーだけでは完結しないで、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

結局ご遺族は別の窓口に足を運ばなければならないという課題があったようですが、この火葬費補助の手続について、現在ではワンストップで対応できるような改善図られたのか、もしまだであれば、その理由を教えてください。

あと、ごめんなさい、あわせて、実際の利用者アンケートなどから、ほかにどんな改善要望が寄せられ、区として使い勝手の向上にどう対応してきたのかも併せて教えてください。

○委員長 戸籍住民サービス課長。

◎小林元子 戸籍住民サービス課長 令和8年の4月より開始いたしました区民葬儀の助成金の件について、おくやみコーナーでの対応についてご答弁させていただきます。こちらのほうは、令和8年の8月におくやみハンドブックの改訂版を作成いたしまして、そこに区民葬儀ですとか区民葬儀助成の内容について掲載をさせていただいている状況でございます。また、現在、おくやみコーナーでは、詳細な聞き取りが必要な手続につきましては、各所管の窓口をご案内している場合もございます、そのため、区民葬儀の助成についてもおくやみコーナーにて相談があった場合には、福祉課のほうへご連絡を取った上で窓口へご案内しているような状況でございます。また、引き続きよりよいコーナーの運営につきまして関係各課と意見調整してまいりますので、今後も改善するように努めてまいりたいと考えております。

○委員長 松村委員。

◆松村智成 委員 いろいろ改善が図られている点については本当に評価したいと思いますし、ましてや当初ご案内が見えにくいというご意見もあったのを、もう大分前に出していただけているという話も区民の方から声が届いております。おくやみコーナー利用される方、大切なご家族を亡くされた深い悲しみの中で、不慣れで煩雑な行政手続に向かわなければいけないのは本当に何か心が痛いところですが、たらい回しにされたとかいうことのないように、ぜひ今後ともちょっと現場の小さな声も拾っていただければなというふうに思いますので、お願いいたします。

○委員長 戸籍住民サービス課長。

◎小林元子 戸籍住民サービス課長 すみません、先ほど利用者アンケートのほうをちょっとご答弁漏れてしまいまして申し訳ございません。実際にはコーナーの利用者の方のアンケートについては実施しておりませんが、利用された方からは感謝のお言葉をいただいているような状況でございます。

また、おくやみハンドブックの内容について、コーナーの案内ページがちょっと初版版は真ん中ぐらいにあったので、分かりにくいですとか、あと予約の方法や持ち物が分かりづらいというようなご意見を賜りましたので、令和8年度の改訂版のほうではおくやみコーナーの内容をハンドブックの前方に移しまして、分かりやすくお使いいただけるように改善したところでございます。また、あわせて、ホームページも改善しております。以上でございます。

○委員長 松村委員。

◆松村智成 委員 まさにそういったことが、区民の方から声が届いて、改善していただけた

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

というのは本当に感謝しかありませんので、この件はこれで終わりたいと思いますが、続けちゃっていいですか。

○委員長 松村委員。

◆松村智成 委員 それでは、132ページ、住民基本台帳のところでお伺いしたいと思います。

先日の特別区税の審議でも触れられておりましたが、ちょっと待ってね、私も分かんなくなっちゃった。審議で触れられておりました。現在、台東区にお住まいの外国人住民の皆様は、地域経済、コミュニティを支える一つの構成員となっております。今後の区の多文化共生施策の推進や災害時における的確な多言語での情報発信、そして窓口でのきめ細やかな行政サービスの提供というのをしていく上で、まずは正確な実態を捉えなければいけないというふうに考えています。そこで改めての確認ですが、直近のデータにおいて台東区の外国人住民の総数と主な国籍別の構成、例えば上位の国とそれぞれの比率などがどのようになっているのか、教えてください。

○委員長 戸籍住民サービス課長。

◎小林元子 戸籍住民サービス課長 令和8年4月1日現在の数字で申し上げます。総人口が21万7,683人のうち、外国人の方につきましては2万1,209名で、割合としては9.7%程度でございます。また、主要な国籍別の構成でございますけれども、1番が中国で1万251人、外国人に占める割合として48.3%、2番目としては韓国2,836人で13.3%、3位といたしましてベトナムで1,010人で4.7%でございます。

○委員長 松村委員。

◆松村智成 委員 今ちょっと課長から3つの国を上げていただきましたが、その後フィリピン、インド、台湾、ネパールなど続くようでございますが、今お示しいただいた数字からも特定の国籍だけでなく、本当に多様な背景を持つ方々がこの台東区で暮らしていることがよく分かりました。言葉の壁、文化の違いによる生活上の課題を解決していくために、こうした客観的な実態の把握は、私は不可欠ではないかなと思っております。

そしてもう1点、住民基本台帳の議論に関して、今後の本区の極めて重大な課題として指摘しておかなければならないのが、台東区全体の人口の動態と少子化の現実でございます。令和7年の行政資料を確認しましたところ、1ページ目の合計特殊出生率の推移の状況に加え、5ページ目の構成員別世帯数を見ますと、令和5年と、ちょっと前の数字なんですが、台東区の出生率は0.98となっています。これは全国平均の1.2はもちろん、東京都の0.99も下回る、極めて危機的な数字です。外国人住民の増加というグローバル化の波に対応していく一方で、足元では単身世帯の増加といった世帯構成の変化や1を割り込んだ出生率の低下という、自治体の存続に関わる厳しい現実がございます。これ答弁求めないから。人口減少への対応として安易に外国人居住者を増やすことに頼るのではなく、まずは日本人が安心して子供を産み育てられる環境を整え、日本人を増やしていくことこそが本来の理想的であると私は考えておりまして、本日確認したこれらの外国人データと区の少子化、世帯数構成の数値を各所管でしっかり

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

と共有していただいて、今後の多文化共生施策にとどまらず、出生率向上に向けた抜本的な少子化対策など、今後の施策立案の基礎として活用していただければなというふうに思います。

これで終わりです。よろしいです。

○委員長 以上をもって、本項についての審議を終了させていただきます。

○委員長 第5項選挙費について、ご審議願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 以上をもって、本項についての審議を終了させていただきます。

○委員長 第6項統計調査費について、ご審議願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 以上をもって、本項についての審議を終了させていただきます。

○委員長 第7項区民施設費について、ご審議願います。

早川委員。

◆早川太郎 委員 すみません、1件だけ、軽めで。139ページの指定保養施設の運営のところで伺わせていただきます。これ今3施設出ていますけれども、対前年で利用者数が減っていて、この辺ずっとちょっと減っていることが目立つのかなと。今年度の鬼怒川観光に代わって軽井沢の施設になっているんだと思っているんですけど、私もこれらの施設伺ったことがありますして、施設自体はすごくいい施設が多いんです。軽井沢、すごくよかったですよ。しかし、利用者は減っていると、この辺どう要因を分析しているのか、教えてください。

○委員長 区民課長。

◎櫻井洋二 区民課長 昨年ですと、鬼怒川の宿泊料金が値上がりしたなど、そういうのもあるんですが、全体的にはやはり物価高騰の影響で旅行にかける金額を抑える、または控えるなどの動きが広がったことが要因かと考えております。

○委員長 早川委員。

◆早川太郎 委員 今回、この事業ですね、事務事業評価の中に入っている事業で、その事業シートの中にも宿泊費が大幅に上昇し、旅行が以前にも増して困難な状況となっていて、心身のリフレッシュや余暇活動の機会が制限されつつあるという記載もありました。その宿泊料金が上昇している中で現在の区が一部負担額、大人3,000円の子供2,000円かな、で実施しているんですけど、その事業目的が達成できているのかなって思ってしまいます。その事業をやはり続けていって、この事業目的を達成していくようにするのであれば、その利用者が利用しやすいようにすべきで、例えば予算規模同額でもいいので、区の負担額というのをもう少し上げてみて、利用者が利用しやすいような形に変えてみるということのも必要ではないのかなと思っているんですけど、その辺いかがでしょうか。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 区民課長。

◎櫻井洋二 区民課長 指定保養施設には、宿泊料金の一部を負担することで区民の心身のリフレッシュ、これを図っていただこうというのが目的でございます。委員おっしゃるとおり、区の負担額、その3,000円と2,000円でございますが、20年ぐらい変わってもおりません。そういった状態もございます。さらには昨今の物価高騰を考えれば、やはりお得感というのがキーワードになってございまして、それをいかに出すかというのが私ども課題と思っております。今後は委員ご提案の負担額を上げる、または例えば区の制度を使えば夕食時に1品余計につけていただくとか、あとチェックアウトの時間を少し延ばしていただくなど、そういった特典なども含めて、対策などを考えてまいりたいと思います。

○委員長 早川委員。

◆早川太郎 委員 そうですね、例えば今ネットとかで予約すると、1時間、チェックアウト時間がずれ込むみたいな、のサービスがあったりとかするんですね。1時間ぐらいって思うんですけど、割とその施設って子連れが多くて、車の出入りのところはそんなに大きくないので、チェックアウトが1時間ずれるって、実はこの1時間長くいれるというよりも混む状況を回避できるみたいな、結構なメリットをいただけたりとか、あと朝の時間帯のプールが利用できるというのがインターネット特典ついていたりとかすることもあるんですが、そういったところも値段を上げるだけとかではなく、要はやはり区の保養施設を、これを使ったことによって、今おっしゃっていたお得感みたいなところが、どうせやっているのであれば、しっかりその辺が区民にも伝わって、利用が増えるような形にしていいただければなと思いますんで、これは要望で、以上です。

○委員長 じゃあ、以上をもって、本項についての審議を終了させていただきます。

○委員長 第8項監査委員費について、ご審議願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 以上をもって、本項についての審議を終了させていただきます。

第2款総務費について審議を終了いたしましたので、本款について仮決定いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ご異議ありませんので、本款については、仮決定いたしました。

○委員長 本日の予定は、以上で終了いたしました。

次回の委員会は、明日午前10時に開会いたしますので、よろしくお願いいたします。

○委員長 これをもちまして、決算特別委員会を閉会いたします。

午後 3時03分閉会